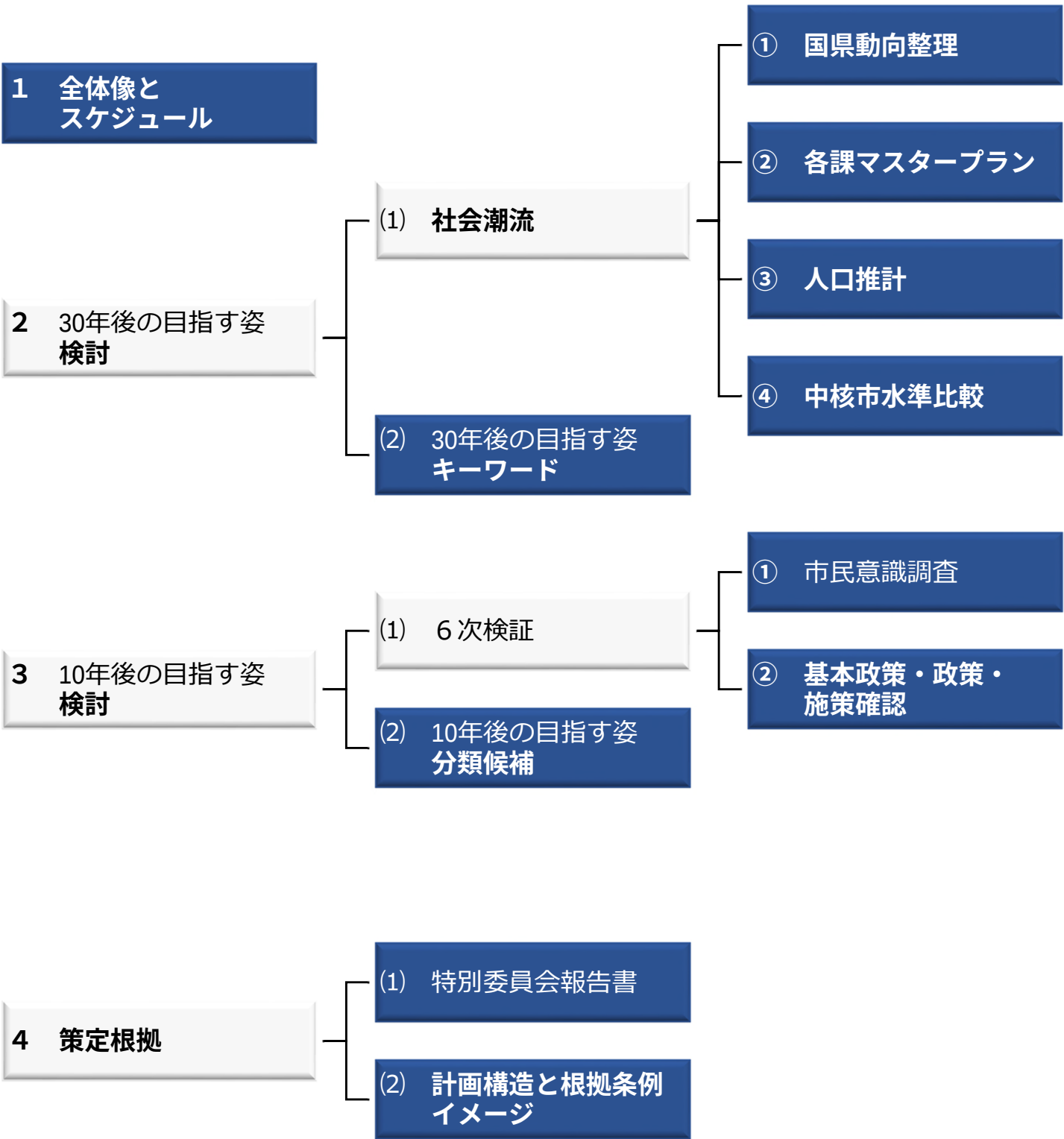


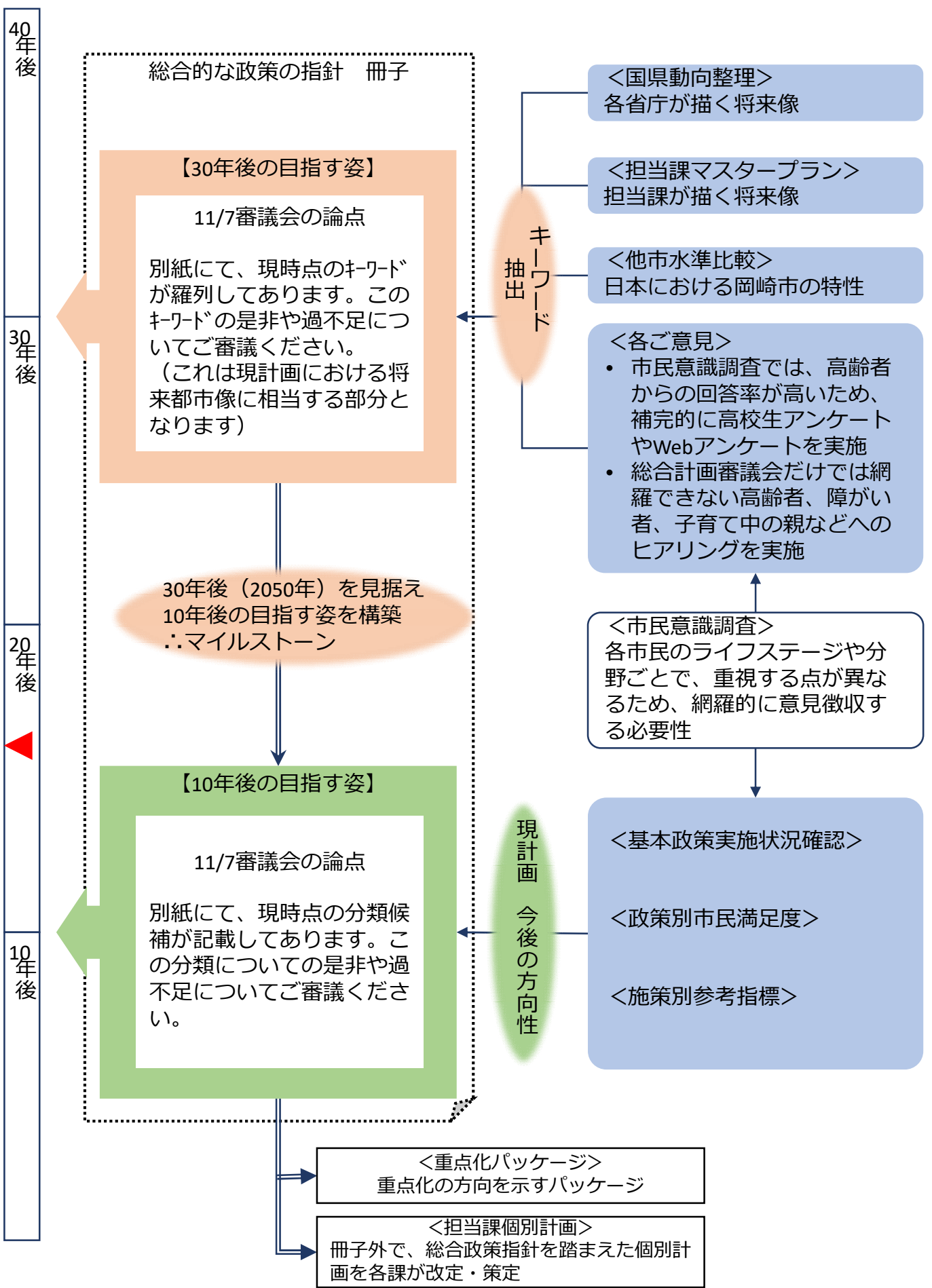
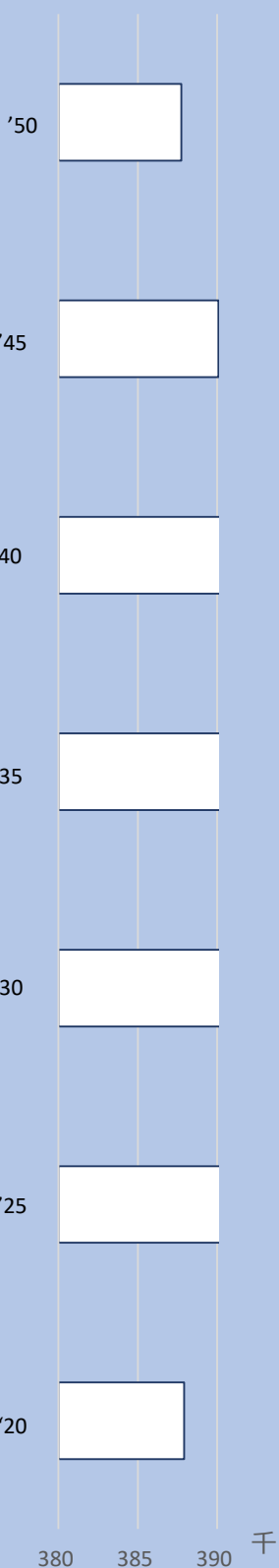
左端4つの大項目ごとにインデックスがつけてあります。
色塗りの項目ごとに資料が添付してあります。



＜人口推計＞

人口減少期を見据えた
計画構造とする必要性

ピーク2035年



年度	取組内容
H33	次期計画期間開始
H32	重点化パッケージ 仕上げ 担当課個別計画 改定・策定
H31	総合政策指針 仕上げ 重点化パッケージ 素案作成 総合政策指針 議案提出
H30	総合政策指針 素案作成 2月 総合計画審議会 11/7 総合計画審議会 根拠条例 議案提出

国の政策動向にみる時代潮流

国の政策動向

A 総務省

計画等名称	策定主体	策定年月
未来をつかむ TECH 戦略(中間とりまとめ)	総務省 情報通信審議会 IoT新時代の未来づくり検討委員会	2018 年 4 月
概要（目的など）		
・2030 年～2040 年頃の未来社会を展望しつつ誰もがその能力を発揮し豊かな生活を享受できる社会の実現に向けて取り組むべき情報通信政策の在り方の検討結果。 ・施策については、目標やビジョンからバックキャスティングする形で検討されている。		
目標・ビジョン		
「静かなる有事」をチャンスと捉え、アグレッシブな ICT 導入により「変革の実行」へ(Change by TECH) ■実現したい未来の姿 ○人づくり(Inclusive:年齢・性別・障害の有無・国籍・所得等に関わりなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できる「インクルーシブ(包摂)」の社会) ○地域づくり(Connected:地域資源を集約・活用したコンパクト化と遠隔利用が可能なネットワーク化により、人口減でも繋がったコミュニティを維持し、新たな絆を創る「コネクティッド(連結)」の社会) ○産業づくり(Transform:設計の変更を前提とした柔軟・即応のアプローチにより、技術革新や市場環境の変化に順応して発展する「トランスフォーム(変容)」の社会)		
背景・課題		
・急速な人口減、未知の高齢化および長引く低成長など「静かなる有事」が進行。 ・既存の社会システム(経済、組織、インフラ、福祉等)の仕組みが立ちゆかなくなる恐れ。 (生産年齢人口が急減、独居高齢者世帯が急増、障害者の社会参画が浸透、人生 100 年時代が本格到来、IoT・AI 時代の就業構造が急務、地方の人口減・高齢化が加速、医療・介護の需要が急増、インフラ・公共施設が老朽化、地域の企業数減少が深刻化、あらゆる資源のシェアリングが進行、グローバル化・ボーダレス化が加速、時価総額は米中企業が上位独占、GDP シェアや国際競争力が低調、個人金融資産が 1800 兆円超へ、データ量やサイバー攻撃が激増)		

計画等名称	策定主体	策定年月
自治体戦略 2040 構想研究会 一次報告	総務省 自治体戦略 2040 構想研究会	2018 年 5 月
概要（目的など）		
・多様な自治体行政の展開によりレジリエンス(社会構造の変化への強靱性)を向上させる観点から、高齢者(65 歳以上)人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する		
目標・ビジョン		
・2040 年頃の自治体が抱える課題の整理 ・住み働き、新たな価値を生み出す場である自治体の多様性を高める方策の検討 ・自治体の行政経営改革、圏域マネジメントのあり方の検討		
背景・課題		
・今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、住民の暮らしと地域経済を守るためには、自治体が行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供する必要がある。		
分野別の対応すべき背景		
2040 年頃までの個別分野		自治体行政の課題
①子育て・教育 ■保育所ニーズの増加 ■児童生徒数の減少による廃校 ■子供たちに求められる資質・能力の	④空間管理、治安・防災 ■都市のスポンジ化・DID の低密度化の進行 ■中山間地域における集落機能維持	■少ない職員数での行政運営 ■団塊ジュニア世代職員の退職 ■社会保障経費、老朽化インフラ・公共施設の更新費用の増大

変化 ■小規模な私立大学の経営悪化 ②医療・介護 ■介護人材の需給ギャップの拡大 ■一人暮らし高齢者の増加 ■「治す医療」から「治し、支える医療」への転換 ③インフラ・公共施設・公共交通 ■老朽化したインフラ・公共施設の増加 ■人口減少による公共料金の上昇 ■高齢者の移動手段の確保 ■地方都市における地域交通事業者の経営悪化	の困難 ■空き屋・所有者不明土地の増加 ■首都直下・南海トラフ地震への備え ■新たな形態の犯罪の増加 ⑤労働・産業・テクノロジー ■労働力人口の減少 ■就業意欲のある長期失業者・無業者 ■産業の新陳代謝が低調 ■農林水産物の輸出拡大 ■ロボットや AI、生命科学との共存・協調	■所得や地価の減少・下落に伴う地方税収の減少 内政上の危機 ①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏 ②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全 ③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ
---	---	---

B 国土交通省

計画等名称	策定主体	策定年月
国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～	国土交通省	2014年 7 月
概要（目的など）		
「本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有」し、「2050 年を見据え、国土づくりの理念や考え方を示す」もの		
目標・ビジョン		
○国土づくりの 3 つの理念 ・多様性「ダイバーシティ」 ・連携「コネクティビティ」 ・災害への粘り強くしなやかな対応「レジリエンス」 ○目指すべき国土の姿:全体像に加え、大都市圏域、地方圏域、海洋・離島別に記載 (全体)実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成 (大都市圏域)世界最大のスーパー・メガリージョンを軸とした国際経済戦略都市へ;大都市も人口減少時代に突入。効率性を高め、より一層筋肉質の都市構造へ (地方圏域)小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合などから形成される活力ある集積へ;大都市圏域と連携しつつ、世界とも直結。多自然生活圏域の形成 (大都市圏域と地方圏域ー依然として進展する東京一極集中からの脱却ー)フューチャー・インダストリー・クラスターや農林水産業の活性化、観光立国の実現、元気なうちの田舎暮らし等を通じて、地方への人の流れを創出し、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図る;必ずしも東京にある必要はないと考えられる国や民間企業の施設・機能等の地方への移転促進策の検討;広域ブロック相互間の連携を強化し、北東国土軸、日本海国土軸、太平洋新国土軸、西日本国土軸の4つの国土軸の構想とも重ねていく		
背景・課題		
(1)急激な人口減少、少子化 (2)異次元の高齢化の進展 (3)都市間競争の激化などグローバリゼーションの進展 (4)巨大災害の切迫、インフラの老朽化 (5)食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 (6)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展		

計画等名称	策定主体	策定年月
政策ベンチャー2030 中間報告	国土交通省	2018 年 3 月
概要（目的など）		
・国土交通省が「経験則を超えて、大胆な具体策を生み出す、新たな政策立案アプローチ」として試行。 ■議論の方法・特長 (1)若手主導の大胆かつ柔軟な議論:概ね 30 代のメンバーを公募。 (2)理想像から遡った具体策の提示:現在ある課題への対応策を練るのではなく、2030 年頃のあるべき日本社会の姿を構想し、必要な具体策を提示。 (3)地方も含めた積極的な意見交換:外部の有識者等と意見交換、インターネットモニターや SNS の活用等		
目標・ビジョン		
未来シナリオ 〜タブー視されてきた難題にチャレンジ!〜		
背景・課題		
・経験したことがない大変化の中にある日本 ーASEAN 等アジアの発展、技術革新の進展、人口減少・超高齢化、日本社会の国際化、気候変動・災害の激甚化、シェアリングエコノミー、ダイバーシティ、サステナビリティ		

C 内閣府

計画等名称	策定主体	策定年月
未来投資戦略 2018 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革	内閣官房日本経済再生総合事務局	2018 年 6 月
概要（目的など）		
・「Society 5.0」で実現できる新たな国民生活や経済社会の姿を具体的に提示。 ・従来型の制度・慣行や社会構造の改革を一気に進める仕組み。 ※Society 5.0: サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。		
目標・ビジョン		
・持続可能でインクルーシブな経済社会システムである「Society 5.0」を実現 ・日本経済の潜在成長率を大幅に引き上げ、国民所得や生活の質、国際競争力を大きく向上		
背景・課題		
・「デジタル革命」を中心とした世界の潮流に対して、日本の強み(豊富な資源・課題先進国)を最大限に生かした戦略を策定・実行することで対応していく。		

D その他

計画等名称	策定主体	策定年月
人づくり革命 基本構想	人生 100 年時代構想会議	2018 年 6 月
概要（目的など）		
・人生 100 年時代に向け、「全ての人が元気に活躍し続けられる社会」・「安心して暮らすことのできる社会」を実現すべく、人づくり革命・人材への投資を推進するための方針について取りまとめたもの。		
目標・ビジョン		
基本的な考え方として下記の 8 つが掲げられている ①幼児教育の無償化、②高等教育の無償化、③大学改革、④リカレント教育:生涯にわたって教育と他の諸活動(就労等)を交互に行う教育システム。、⑤高齢者雇用の促進、⑥介護離職ゼロに向けた介護人材の確保・待遇改善、⑦私立高等学校授業料の実質無償化(年収 590 万円未満世帯を対象)、⑧子育て安心プラン(2017.6 厚生労働省策定)の前倒し 2020 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善 等		
背景・課題		
・我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。		

・超長寿社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜いていくか、そのための経済・社会システムはどうあるべきかといった課題をもとに発足。
--

計画等名称	策定主体	策定年月
持続可能な開発目標(SDGs)実施指針	持続可能な開発目標(SDGs)推進本部	2017 年 12 月
概要（目的など）		
・SDGsが創出する市場・雇用を取り込みつつ、国内外のSDGsを同時に達成し、日本経済の持続的な成長につなげていくための指針。 ※SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。国連で採択された 2030 年までの国際目標。		
目標・ビジョン		
・持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。		
背景・課題		
・国際社会において定められた枠組みのうち、8 つの優先課題への対応(①あらゆる人々の活躍の推進、②健康・長寿の達成、③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会、⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、⑦平和と安全・安心社会の実現、⑧SDGs実施推進の体制と手段)		

（参考）愛知県の広域幹線道路網図

・愛知県において下記のネットワーク構想が掲げられている。



資料：愛知県提供の地図に一部加筆

【各課作成マスタープラン】

➤ 担当課で作成する、超長期かつ部局横断性の強い計画

➤ その他の個別計画を作成する際は、総合計画と合わせて上位計画として整理すべき計画

➤ 以下5計画を、各課作成マスタープランとして限定列挙

【都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画である市総合計画の基本構想および都市計画区域マスタープランにおける（仮称）西三河南部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して策定するもの。

岡崎市総合計画に対して、各個別計画との整合性を確保しつつ、土地利用、市街地整備、都市施設等の都市計画部門に関する、より具体的な方向性や施策方向を示した指針としての位置付けをもつ。

快適定住都市

自然と共生した都市づくり
秩序ある土地利用の実現
地域特性に応じた魅力ある生活圏づくり

連携交流都市

広域・地域連携を強化する道路交通網の構築
市民の生活を支える快適で安全な交通環境形成
環境にやさしい交通の実現

活力創造都市

産業振興に向けた環境作り
地域資源を活かした観光交流の活性化
西三河広域拠点にふさわしい都心ゾーンの再生

安全安心都市

地震や火災に強い都市づくり
大雨に強い都市づくり
減災都市づくり

＜行財政改革大綱（推進計画）＞

自己決定、自己責任の原則の下、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、人員等の行政資産を最大限に活用し、行政のスリム化と同時に満足度の高い市民サービスを提供するとともに、都市のブランド力を高め活力ある岡崎市を築くことにより、第6次岡崎市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、都市の持続性を見据えた行財政運営を行うもの。

市民の視点に立ち、質の高いサービスを提供する行政

市民との協働による行政

コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政

開かれた市政の推進

成果を重視した行政経営の推進

効率的な執行体制と職員力の向上

健全な財政運営の推進

広域行政の推進

岡崎市行財政改革大綱と、大綱に示された内容を着実かつ集中的に推進するための具体的な取組みを示した岡崎市行財政改革推進計画を策定している。

【立地適正化計画】

全国的な人口減少と少子高齢化を背景として、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むために、都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画制度が創設された。

立地適正化計画は、概ね20年後以降の将来を見据えて、住宅や医療・福祉・商業施設等がまとまって立地し、高齢者や子育て世代などを含む住民が、公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスしやすいなど「コンパクトシティ+ネットワーク」のまちづくりを目指すための計画

＜重点方針＞
特に力点を置く方針
■にぎわいと交流あふれる都心ゾーンと公共交通基幹軸を中心に歩いて暮らしやすい生活圏を形成

＜一般方針＞
市街化区域全体を見渡した方針
■就労と居住の関係性を重視し、多様な生活スタイルを尊重した暮らしを維持
■ゆるやかに集約型の都市構造へ誘導コミュニティを維持するとともに、地域性・歴史性を尊重する。

＜基礎的方針＞
長期的人口動向等を踏まえ都市全体を見渡したまちづくりの方針
■災害に対して安全安心な生活を維持
■整った既存の都市基盤（インフラ施設）を活かす。

＜公共施設等総合管理計画＞

国においては、『インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。』との認識のもと、平成25年11月には、インフラ長寿命化基本計画が策定された。公共施設等総合管理計画は、国のインフラ長寿命化基本計画において地方の行動計画として位置付けられている。

（目指す姿）
■ 現世代への安全な公共施設サービスの確保
■ 将来世代への過大な負担を解消
■ 公共施設サービス水準の低下を回避

（ハコモノ行動原則）
■ 新規整備は、原則として行わない
■ 長寿命化のための大規模改修が必要な築40年前後を見直しの契機とする
■ 施設総量（総延床面積）を縮減する
■ 基金の活用

（インフラ行動原則）
■ 長寿命化の推進
■ 現状投資規模（一般財源）を維持
■ アセットマネジメント体制の強化

【土地利用基本計画】

総合計画及び都市計画マスタープランで示されている計画と整合を図りつつ、都市計画区域外を含む市域全体の土地利用の適正化を図るため、岡崎市土地利用基本条例第6条に基づき、「本市の土地利用の基本理念及び基本原則」に沿った岡崎市土地利用基本計画の内容を定めるもの。

土地利用の施策は、施策を行う地域及び地区を指定して実施

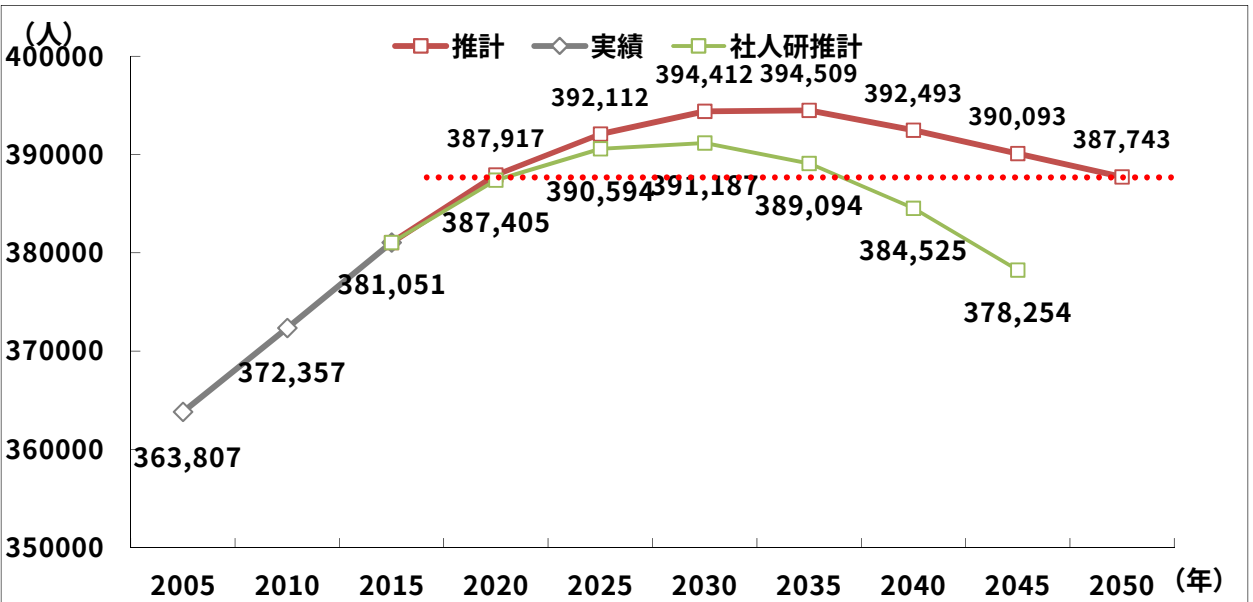
都市マス区域			市街化区域		調整区域		区域外
			市街地 区域	農住環境 保全区域	自然環境 保全区域	森林環境 区域	
土地利用基本計画 地域・地区	地域	用途利用促進地域	○				
		森林整備地域			○	○	
		水源保全地域			○	○	
		田園地域		○	○	○	
	地区	特別保護地区		○	○		
		準市街化形成地区		○	○		
		産業立地誘導地区		○	○	○	
		住環調和地区			○		

将来人口推計

(1) 総人口の推計結果

人口は当面増加し、2035 年には約 39.5 万人となりピークを迎える見通しで、**30 年後の 2050 年人口(387 千人)**は、**2020 年人口(387 千人)**と概ね同規模と推計される。

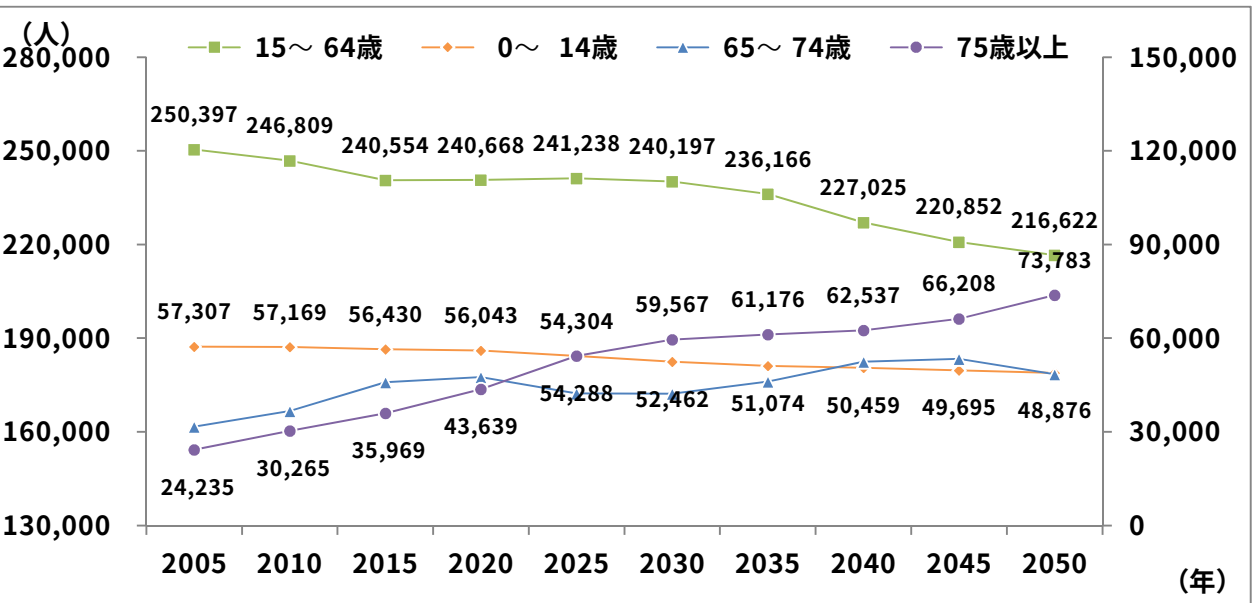
人口推計結果



(2) 年齢4階級別の推計結果

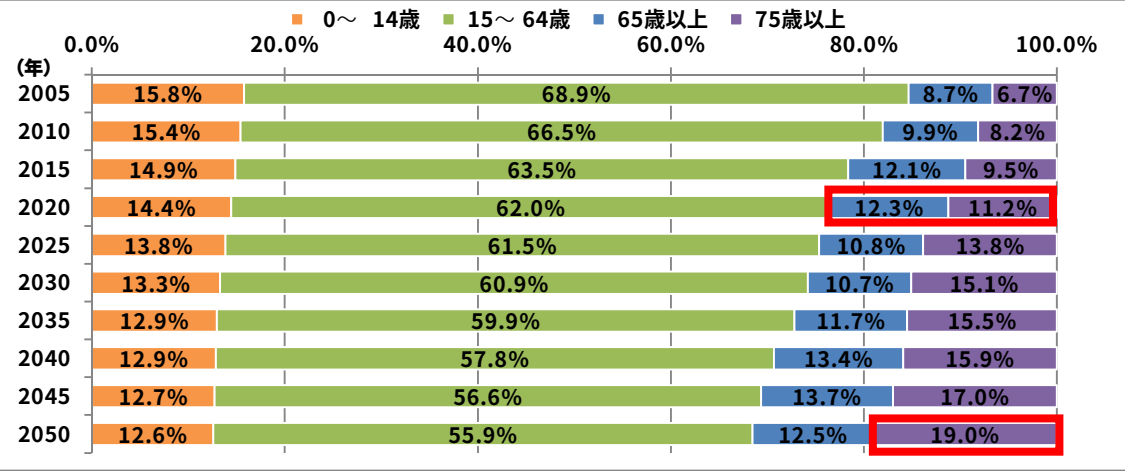
本市の労働力を支える「15～64 歳人口（生産年齢人口）」は既に減少傾向にあり、2015 年から 2035 年の 20 年間で約 4,400 人減少する見通しにある。「65～74 歳人口」は、団塊世代が 75 歳を超えていくことが影響し、2020 年から減少していく。しかし、団塊ジュニア世代が高齢者になる影響で、2035 年以降再び緩やかに増加する見通しにある。「75 歳以上」については、急速に増加するものの、2030 年以降、その伸びは急速に鈍化する見通しにある。人口構成で見ると、高齢化は進行し続けるものの、高齢者数で見れば、2025 年以降、増加のペースが非常に緩やかになっていく。

年齢4階級別による人口見通し



※右軸：15～64 歳、左軸：0～14 歳、65～74 歳、75 歳以上

年齢4階級別による人口構成の見通し

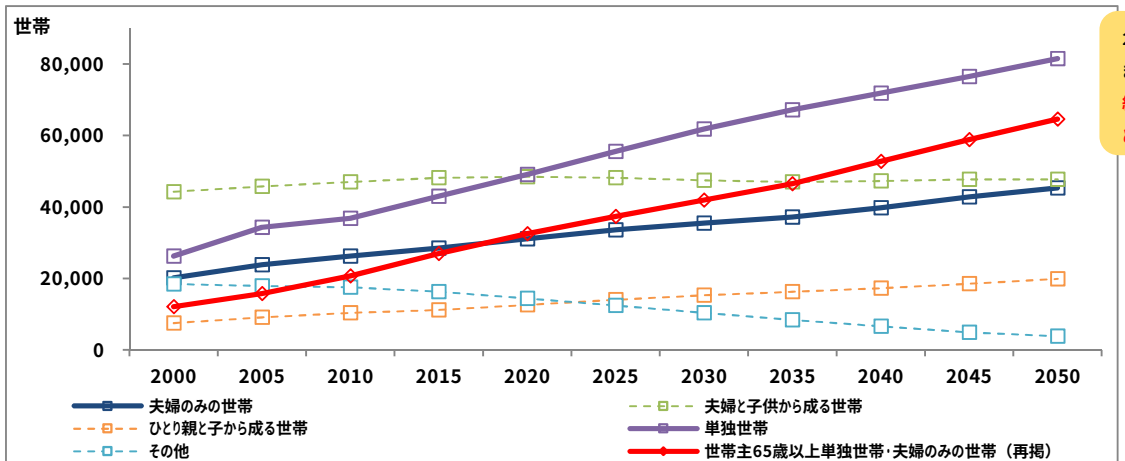


(3) 世帯数の推計結果

世帯類型別世帯数の推計をみると、今後単独世帯と夫婦のみの世帯が大きく増加する見通しである。その中でも特に **65 歳以上単独世帯・夫婦のみの世帯の増加傾向が顕著にみられる。**

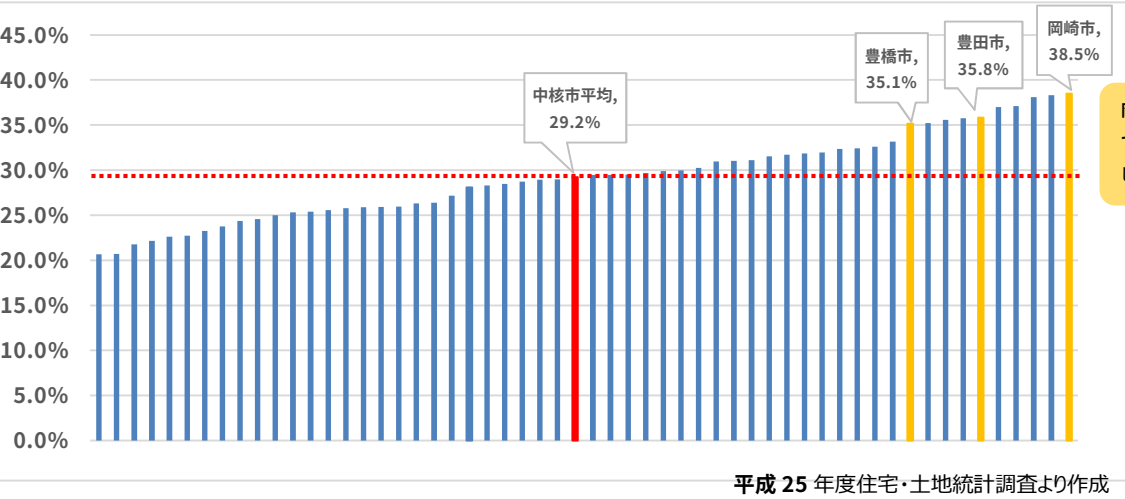
世帯主 65 歳以上単独世帯・夫婦のみの世帯のうち子が同居または片道 15 分未満のところに住んでいる割合をみると、本市は中核市 54 市の中で割合が最も高く、**子世帯が親世帯の近くに住む三世代近居という生活スタイルが定着していると考えられる。**

世帯類型別世帯数の推計



2050 年には夫婦のみまたは単独世帯のうち約 50%が 65 歳以上となる。

世帯主 65 歳以上単独世帯・夫婦のみの世帯のうち子が同居または片道 15 分未満のところに住んでいる割合（中核市）



岡崎市は中核市の中で親と子が同居・近居している割合が第 1 位

平成 25 年度住宅・土地統計調査より作成

他市水準比較例

データ出典	基礎データ		基本目標①しごとづくり				基本目標②魅力づくり				基本目標③				基本目標④生活環境づくり											
	人口 (人) (H29.4.1現在)		有効求人倍率 (H28年 度)		新規事業所の 起業数		市内総生産 (億円) (H27)		観光入込客数 (人) (H28)		転入者数 (人) (H28)		転出者数 (人) (H28)		合計特殊出生率 (H28)		待機児童数 (人) (H29.4.1現在)		子育て世代女性の有 業率		耐震化率		犯罪認知件数 (件) (H28年)		温室効果ガス排 出量	
	H29中核市長 会都市要覧		H30宇都宮市行政水 準調査				各県若しくは各市HP		H29中核市長会都市 要覧		H29中核市長会都市 要覧		H29中核市長会都市 要覧		H29中核市長会都市 要覧		H29中核市長会都市 要覧		H27国勢調査				H30宇都宮市行政水 準調査			
		順位		順位				順位		順位		順位		順位		順位		順位		順位				順位		
函館市	263,706	49	1.02	45			8,542 (H25)	39	5,606,900	35	9,235	44	10,371	15	1.22	51	0	1	66.4%	28			1,526	10		
旭川市	341,335	34	1.09	38			10,243 (H26)	33	5,310,000	37	11,008	38	11,674	22	1.32	44	19	26	68.6%	22			2,052	14		
青森市	287,800	45	1.56	12			9,905	35	6,012,577	31	7,694	48	9,033	8	1.38	38	0	1	73.2%	5			1,364	9		
八戸市	233,070	51	1.30	25			9,069	38	6,680,806	24	6,757	52	7,603	3	1.53	14	0	1	73.7%	4			988	1		
盛岡市	292,014	44	1.19	29			10,824	30	5,003,324	39	11,847	32	12,473	25	1.44	33	0	1	72.3%	8			1,534	11		
秋田市	313,444	41	1.10	36			13,379 (H26)	21	7,010,882	21	9,358	43	10,078	10	1.33	43	0	1	70.2%	14			1,020	3		
福島市	282,184	46	1.24	27			12,647	25	6,553,071	25	9,815	41	10,298	14	1.43	34	223	49	69.9%	16			2,135	16		
郡山市	326,088	39	1.53	13			12,947	23	4,502,652	40	11,705	33	11,486	20	1.53	14	64	36	65.8%	29			2,558	25		
いわき市	327,956	38	1.67	7			13,861	18	7,984,678	14	7,357	50	7,953	6	1.50	18	25	28	65.0%	31			2,151	17		
宇都宮市	521,702	6	1.46	16			27,192 (H26)	2	14,989,200	3	20,132	8	19,604	48	1.50	18	0	1	59.8%	49			4,071	44		
前橋市	338,127	36	1.29	26			12,468	26	6,457,400	28	11,655	35	10,839	16	1.48	26	0	1	71.0%	12			2,649	27		
高崎市	374,491	28	1.97	2			14,667	16	6,292,900	30	13,292	27	12,652	27	1.50	18	0	1	68.7%	21			2,772	29		
川越市	351,863	32	1.05	41			11,827	28	7,040,000	20	15,797	14	14,112	31	1.31	45	64	36	62.9%	37			3,522	40		
川口市	596,505	3	1.04	42			14,364	17	3,639,197	43	29,946	2	24,207	52	1.25	50	49	31	62.0%	42			5,758	51		
越谷市	339,677	35	1.03	43			8,136	40	55,204,206	1	14,914	22	12,485	26	1.38	38	43	30	62.0%	41			4,456	48		
船橋市	632,341	1	1.02	45			千葉県未実施	-	1,795,992	49	31,181	1	29,241	54	1.37	41	81	39	60.1%	46			5,841	52		
柏市	413,657	19	0.81	51			千葉県未実施	-	4,070,242	41	20,887	6	17,248	45	1.35	42	0	1	60.4%	45			3,802	43		
八王子市	562,773	4	0.74	52			東京都未実施	-	7,935,944	4	24,277	53	24,277	53	1.22	51	107	43	61.0%	43			4,202	45		
横須賀市	409,891	21	0.64	54			神奈川県未実施	-	8,250,611	2	15,123	37	15,123	37	1.31	45	12	25	58.0%	54			2,219	19		
富山市	417,633	18	1.43	18			20,456	5	6,826,311	1	11,040	17	11,040	17	1.50	18	0	1	75.0%	3			2,540	23		
金沢市	453,570	14	1.73	6			石川県未実施	-	10,335,011	1	16,739	43	16,739	43	1.50	18	0	1	72.5%	7			3,095	34		
長野市	380,473	26	1.61	10			13,672 (H26)	20	11,090,311	1	11,124	18	11,124	18	1.55	12	0	1	72.1%	9			2,130	15		
岐阜市	412,254	20	1.98	1			15,685	13	8,088,095	1	15,281	18	15,148	38	1.50	18	0	1	68.9%	18			4,220	46		
豊橋市	376,886	27	1.52	14			15,352	14	3,563,173	1	11,931	31	12,070	24	1.58	11	0	1	66.7%	27			2,653	28		
岡崎市	384,950	25	1.67	7			16,326	11	5,892,761	32	16,222	13	15,185	39	1.67	3	0	1	65.2%	30			2,517	22		
豊田市	423,916	17	1.10	36			52,419	1	11,320,389	6	18,567	9	17,584	46	1.62	7	0	1	62.2%	40			2,910	32		
大津市	342,154	33	1.03	43			10,584	32	13,574,200	4	11,679	34	11,679	34	1.46	32	0	1	62.6%	39			2,187	18		
豊中市	403,952	23	0.93	49			大阪府未実施	-	未計測	-	20,628	7	20,628	7	1.47	29	121	44	59.2%	53			3,664	42		
高槻市	353,822	31	1.11	35			大阪府未実施	-	972,321	50	11,117	37	11,117	37			0	1	64.0%	34			2,826	30		
枚方市	404,007	22	0.72	53			大阪府未実施	-	未計測	-	13,045	28	13,045	28			9	24	63.3%	36			3,142	37		
八尾市	268,013	48	1.09	38			大阪府未実施	-	未計測	-	7,913	47	7,913	47			63	35	59.5%	50			3,222	38		
東大阪市	493,186	8	1.21	28			大阪府未実施	-	未計測	-	15,600	15	15,600	15			106	42	59.3%	52			7,950	54		
姫路市	538,960	5	1.46	16			22,855	3	10,365,000	8	13,774	24	13,774	24	1.55	12	126	45	63.7%	35			5,702	50		
尼崎市	462,520	13	1.36	21			17,213	9	2,403,022	48	18,382	10	18,181	47	1.43	34	87	40	60.6%	44			6,959	53		
明石市	298,878	43	0.88	50			11,220	29	5,014,209	38	10,498	40	10,207	12	1.64	4	547	54	60.0%	47			3,005	33		
西宮市	485,025	9	1.00	48			12,874	24	12,447,236	5	21,706	4	21,582	50	1.47	29	323	52	59.4%	51			4,723	49		
奈良市	359,666	30	1.34	24			10,165	34	15,543,000	2	12,649	29	12,822	28	1.28	48	163	46	62.8%	38			2,609	26		
和歌山市	372,114	29	1.18	30			16,875	10	6,491,599	27	8,444	46	9,168	9	1.51	17	23	27	64.0%	33			1,122	6		
鳥取市	190,139	54	1.42	19			6,441	43	7,518,990	17	4,899	54	5,307	1	1.55	12	0	1	75.7%	2			1,014	2		

現状は中核市平均を下回っているが、まだまだ伸ばせる余地を残している

転出者数が多いが転入者も少なく、人の出入りが活発に行われている

創生総合戦略	まち・ひと・しごと	「人口減少・高齢化への対策」「東京一極集中の是正」「労働供給の停滞」「ライフステージに応じた地方創生」「 中枢中核都市の機能強化 」 「岩盤規制の改革」「規制のサンドボックス制度」「高度革新的近未来技術の実証実験」「地域未来投資促進」「国家戦略特区」「SDG sの達成」 「実質的豊かさ」「田園回帰」「関係人口」「Uターン対策」「 女性・高齢者の活躍 」「リカレント研修」「外国人材の活用」「多文化共生の充実」 「高度人材ポイント制」「対日直接投資サポートプログラム」「人生100年時代」「まなびの充実」「地域商社」「先駆的インバウンド型DMO」 「 歴史観光まちづくり 」「スポーツツーリズム需要拡大戦略」「日本版NCAA」「稼ぐ力」「創業支援」「地産地消」「分散型エネルギー」 「近未来技術の社会実装」「 地域のブランド化 」「ソーシャルインパクトボンド（SIB）の普及促進」
2050	国土のランドデザイン	「 人口減少社会の到来 」「 高齢化の進展 」「巨大災害の切迫とインフラ老朽化」「高次都市機能の維持」「ネットワークによる都市圏拡大」 「少子化対策の推進」「 東京一極集中に歯止め 」「グローバルゼーションの進展」「食料・水・エネルギーの制約」「劇的な技術革新」 「 コンパクト＋ネットワーク 」「人・モノ・情報の高密度交流」「イノベーション」「生産性を高める国土構造」「 地域の多様性再構築 」 「地域間連携」「50年に1度の交通革命・新情報革命」「国際志向と地域志向」「新しい協働」「 女性の社会参画 」「 高齢者の社会参画 」 「コミュニティ再構築」「 災害への粘り強くしなやかな対応 」「ダイバーシティ」「コネクティビティ」「レジリエンス」「 高次地方都市連合 」 「攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり」「スーパーメガリージョン」「ユーラシアダイナミズム」「 観光立国 」 「スマートウェルネス住宅・シティ」「防災先進社会」「既存ストックの最大限活用」「スマートインフラへの進化」「 民間活力 」 「サイバーフィジカルシステムイノベーション」「高精度測位社会」「国家戦略特区制度との連携」「地域ビジネス」 「エネルギーの地産地消」「スマートシティの実現」「国際経済戦略都市」「筋肉質の都市構造」「広域ブロック相互間の連携」
	国土強靱化計画	「 強くしなやか 」「国際競争力向上」「自然災害」「ナショナルレジリエンス」 「まちづくり政策・産業政策を含む総合的な対応」「老朽化対策」「インフラ長寿命化基本計画」「公共施設等総合管理計画」 「強靱な行政機能・地域社会・地域経済」「 人命保護 」「 重要機能の維持 」「国民財産及び公共施設の被害最小化」 「 迅速な復旧復興 」「 リスクシナリオ 」「市・自治会・経済団体・交通・物流・エネルギー・情報通信・放送・医療・ライフライン・住宅・不動産等」 「 東京一極集中からの脱却 」「地方創生」「自律・分散・協調」「PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用」 「ソフト対策とハード対策の組み合わせ」「 自助・共助・公助の組み合わせ 」 「平時における利活用」「隣接・周辺市町村との連携」
2040	自治体戦略構想	「 2040年の内政上の危機 」「新たな施策（アプリ）と自治体行政（OS）の書き換え」 「 若者を吸収しながらおいていく東京圏と支え手を失う地方圏 」「標準的な人生設計の消滅」 「スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ」 「フルセット主義の排除」「圏域間での有機的連携」「都道府県・市町村の二層制の柔軟化」「東京圏全体のサービス供給体制」 「社会課題を公・共・私のベストミックスで解決」「ICT活用を前提」 「スマート自治体への転換」「 公共私による暮らしの維持 」「圏域マネジメントと二層制の柔軟化」「東京圏プラットフォーム」 「破壊的技術（AI・ロボティクス・ブロックチェーン）の積極活用」「行政バックオフィスの低廉化」 「公共私プラットフォーム・ビルダーへの転換」「地域自治組織に関する研究会報告」 「 連携中枢都市圏等の形成 」「」
SDGs		「パリ協定」「サブナショナルレベルでの取組み」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」「5つのP：人間・地球・繁栄・平和・パートナーシップ」 「日本の8つの優先課題」 「 人々の活躍 」「健康・長寿」「 成長市場創出・地域活性化・科学技術イノベ 」「 強靱な国土・インフラ 」 「省・再エネ・気候変動対策・循環型社会」「生物多様性・森林・海洋の保全」「平和と安全安心」「実施推進体制と手段」 「17のゴール・169のターゲット・230のインディケーター」 「経済・社会・環境の調和」「貧困をなくそう」「飢餓を0に」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」 「ジェンダー平等の実現」「安全な水とトイレを世界中に」「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「働きがいも経済成長も」 「産業と技術革新の基盤づくり」「人や国の不平等解消」「住み続けられるまちづくり（都市SDG s）」 「つくる責任使う責任」「気候変動への具体的対策」「海の豊かさ」「陸の豊かさ」「平和と公正をすべての人に」「パートナーシップで目標達成」 「垂直的連携」「ニッチ→ローカルレジーム→グローバルレジーム」「それぞれの水平的連携」
市特性		日本における西三河西三河における岡崎市中核市における岡崎市
各ご意見		市議会市議会総合計画審議会市民意識調査障がい団体ヒアWebアンケート老人ヒア高校生子育て親ヒアWebアンケート文化関係ヒアetc

30年後の目指す姿を想起するキーワード

少子高齢・人口減少社会

東京一極集中の是正

スーパーメガリージョン

持続可能な中枢中核都市

連携中枢都市圏の形成

行政機関の集積
(西三河のワシントン)

国内製造業の拠点

歴史観光まちづくり

地域の多様性再構築

公民連携

女性・高齢者の活躍

コンパクト＋ネットワーク

強くしなやかなまちづくり

産業レジリエンス

平成 30 年度 岡崎市市民意識調査 結果速報（抜粋）

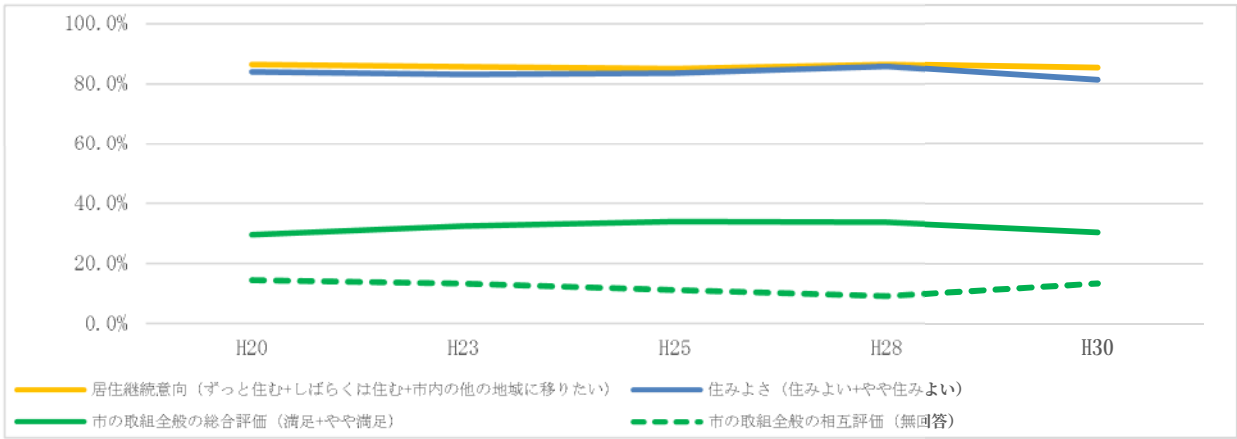
岡崎市についての総合分析

1.居住継続意向・住みよさ・市の取組全般の総合評価

居住継続意向については、「ずっと住む」、「しばらくは住む」及び「市内の他の地域に移りたい」を合わせた回答の割合が85%を超える**高い水準で安定して推移している。**

住みよさについては、今回の平成30年度調査では「住みよい」と「やや住みよい」を合わせると81.2%の市民が岡崎市の生活に満足している。しかしながら、前回の平成28年度調査と比較すると、平成30年度（81.2%）は平成28年度（85.8%）から4.6%減少する結果となった。

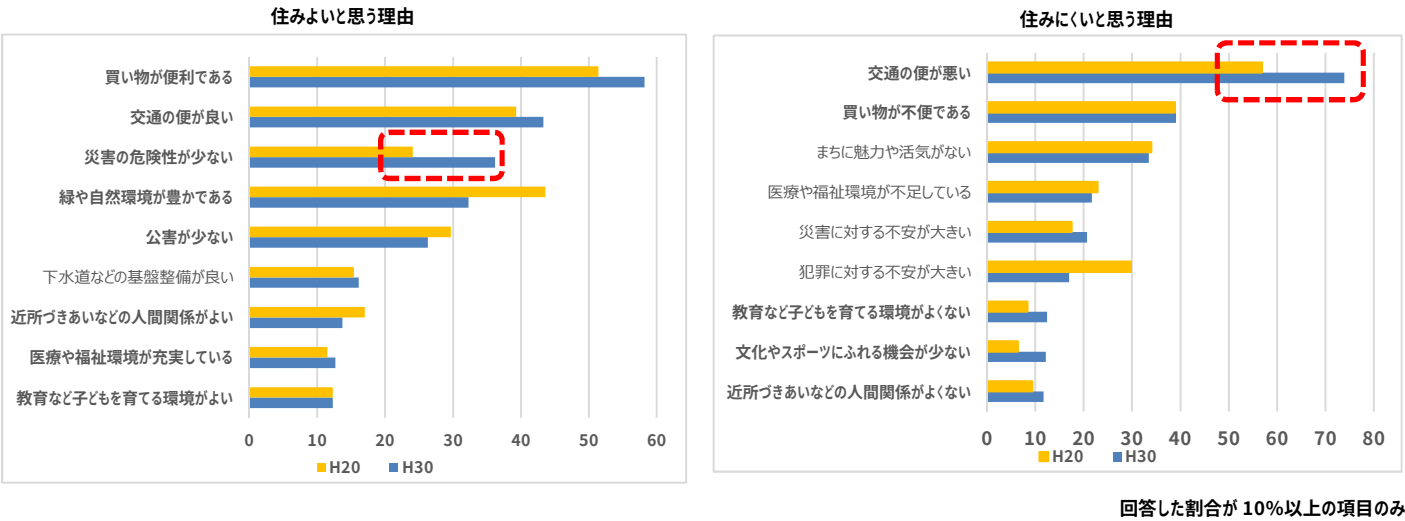
市の取組全般の総合評価については、景気の回復傾向に加え、平成28年度の市政100周年に向けた各分野の取組の充実により、平成28年度（33.7%）までは上昇傾向にあったが、その後は無回答の割合の増加（H28：9.2%→H30：13.5%）が示すように、**市政への無関心層が満足度を押し下げ、平成30年度（30.4%）は前回調査から3.3%減少する結果となった。**また、**政策分野ごとの評価も同様に、無回答の割合の増加と満足度の減少の傾向が表れている。**



2.住みよいと思う理由・住みにくいと思う理由

住みよいと思う理由でこの10年で最も回答割合が伸びた項目は「災害の危険性が少ない」となっている。後ほど6次計画の検証でも触れるが、占部川改修工事をはじめとする効果が実感しやすい大型事業が完了したことが数値の伸びに影響していると考えられる。

一方住みにくいと思う理由で回答割合が最も伸びた項目は「交通の便が悪い」となっている。これは人口増加傾向に加え、自動車保有台数が30万台を超えて現在も伸び続けているといった**環境の変化により、主要渋滞箇所**が市内中心部に多く存在することが要因の一つと考えられる。

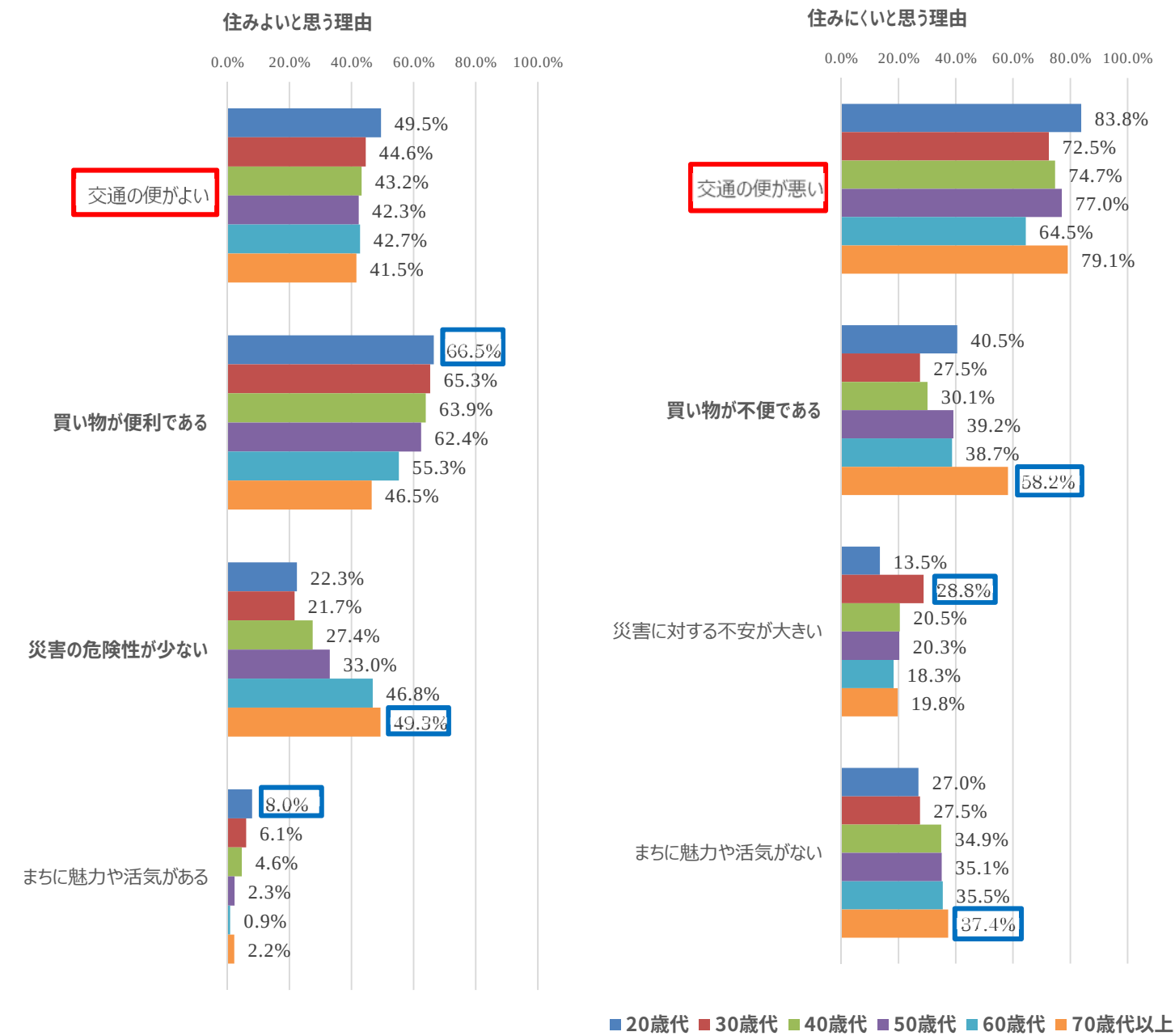


3.住みよいと思う理由・住みにくいと思う理由（年代別）

前項の住みよいと思う理由、住みにくいと思う理由について、選択肢ごとに年代別の集計を行った。
住みよいと思う理由の「交通の便がよい」「買い物が便利である」及び、住みにくい理由の「交通の便が悪い」「買い物が不便である」を選択した割合が全年代において高くなっている。**これは交通の便利さは全世代に共通した住みよさを図るうえで重要な要素となっていると考えられる。**

一方、年代によって回答の強弱が出ていることも読み取れる。
「買い物が便利である」と答えた割合は20歳代が最も高く、「買い物が不便である」と答えた割合は70歳以上が突出している。
年齢が高くなるにつれて「災害の危険性が少ない」と感じる割合が高くなる一方、若い世代は「災害に対する不安が大きい」と答えた割合が高い。

まちの魅力は年齢が高くなるにつれて不満を感じる割合が高くなっている。
上述の結果より、住みよいと思う理由や住みにくい理由においては各年代共通のものもあるが、年代によって重視する点が異なるものもある。さらに市民一人一人の立場・環境によっても違いが出てくることが想定されるため、縦割りの施策ではなく、**ライフステージに沿った視点で総合計画を検討していく必要があることが示唆される。**



【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿

（少子高齢化やグローバル化の進展、地方分権の流れの中で）
多様化・複雑化している地域課題や市民ニーズに間違いなく対応するまち

取組みの
方向性

市民、コミュニティ組織、NPO、企業、行政など多様な主体
が協働してまちづくりを担う社会を実現させる。

手段

これまで地域の自治を中心に担ってきた集落や小学校区
のコミュニティ組織のほか、歴史的・文化的な結びつきを
持ち、コミュニティとして一体感を醸成できる広域的なコ
ミュニティ組織を創設する。

役割に応じて層が重なった自治構造に再編する。

《身近な活動》

防災・防犯活動、登下校時の見守り、外国人市民と
の共生、地域の交通環境の整備

《広域的な活動》

存続が危ぶまれる集落への対応、地域のまちづくり

コミュニティ組織と、新たな社会の担い手となっているN
POやボランティア、社会活動に関わり出した企業などが
連携する。

【今後の方向性】

- 今後も市民ニーズ（地域課題）は、さらに複雑化してくることが想定され、多様な主体の協働を
図っていく方向性は継続しつつ、コミュニティごとに異なる課題について、オンデマンドで対応
していく必要がある。
- ただし、コミュニティ組織の課題解決にあたっては、先進技術を積極的に活用し、人口構成の変
化による担い手不足に負けない組織として生まれ変わる必要がある。

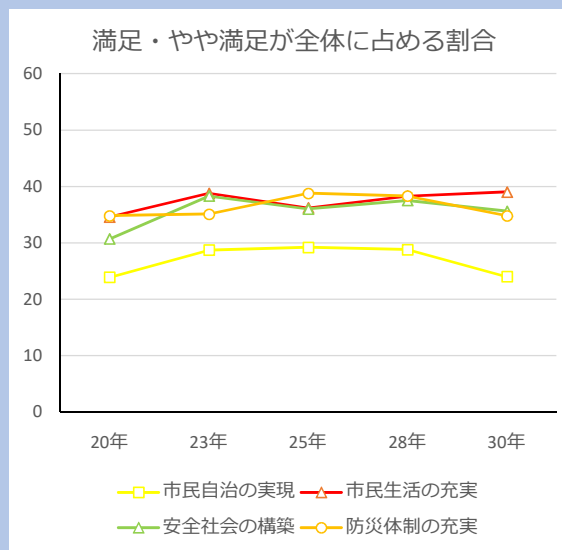
【実施結果】

- 「広域的なコミュニティ組織の創設」や、「役割に応じて層が重なった自治構造への再編」に
ついては、支所地域ごとに地域支援のための会議体を組織した。これにより、町内＜学区＜支
所の3層構造が構築され、各学区総代会長と支所長の連絡調整の場として一定の機能を担っ
た。会議体では、コミュニティによる《身近な活動》や《広域的な活動》について、主に市各
部署への要望の取りまとめを行った。
- しかし、コミュニティ側の実情としては、市からコミュニティへの協力依頼がこの基本政策分
野にとどまらず福祉・保健・環境・教育など多岐に亘り増加傾向にあること、担い手が十分確
保できないことなどにより、運営に苦心している。
- また、人口構成や地形地物などにより、コミュニティごとで対策を要する課題は異なるため、
行政としてきめ細かな対応が求められる傾向がより強くなってきた。
- NPOやボランティアについては、500を超える団体が登録されているものの育成期から自立期
にあり、期待する公益活動のマッチングに十分な機能を発揮する段階に至っていない。
- また、社会活動を期待する企業については、これに対応する市のスキームが構築できていな
い。

<政策・施策体系>

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 市民自治の実現 | ① 市民参加・協働の推進 |
| | ② 地域コミュニティの充実 |
| | ③ ボランティア・NPOの充実 |
| (2) 市民生活の充実 | ① 市民相談の充実 |
| | ② 男女共同参画社会の推進 |
| | ③ 国際化・多文化共生の推進 |
| (3) 安全社会の構築 | ① 犯罪のない社会の形成 |
| | ② 交通安全の推進 |
| | ③ 消費生活の向上 |
| (4) 防災体制の充実 | ① 防災対策の推進 |
| | ② 都市整備における防災対策 |
| | ③ 消防体制の充実 |

<政策の市民満足度推移>



- 「市民自治の実現」では、H21に市民協働推進条例を施行し、気運を高めてきたことから、当初と比較して高い水準で推移してきたが、市民協働事業数は増加しているものの、気運醸成から効果実感までに時間のかかる施策であることなどにより、直近では満足度が若干下降していると考えられる。
- 「市民生活の充実」では、リーマンショックにより外国人市民数が減少して市民の関心が薄らいだことで、一時満足度が低下したと考えられるが、その後に女性活躍推進の気運が高まってきたことなどにより、満足度も徐々に上昇傾向にあると考えられる。
- 「安全社会の構築」では、犯罪認知件数の減少傾向や、交通安全対策の推進などにより、当初と比較して高い水準を維持していると考えられる。
- 「防災体制の充実」では、地震や風水害への対策を着実に進めているが、占部川改修工事をはじめとする効果を実感しやすい大型工事が完了したことで、安定的な状況にあると考えられる。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 市民自治の実現	①	市民協働全事業数	35事業 (H19)	60事業	82事業 (H24)	110団事業	179事業 (H24)	◎
	②	コミュニティ施設の 年間利用者数	563,874人 (H19)	600,000人	552,657人 (H24)	600,000人	513,348件 (H28)	△
	③	市登録の 市民活動団体数	438団体 (H20)	700団体	561団体	600団体	560団体 (H28)	△
(2) 市民生活の充実	①	市民相談年間件数	17,261件 (H19)	19,000件	15,288件 (H24)	16,000件	17,097件 (H28)	◎
	②	女性委員などの 登用率	21.5% (H20年)	40.0%	23.4%	37.5%	23.8% (H28)	△
	③	国際交流センター 年間利用者数	3,582人 (3ヶ月分)	24,000人	10,154人 (H24)	10,200人	13,553人 (H28)	◎
(3) 安全社会の構築	①	刑法犯認知件数	4,398件 (H20)	4,000人	3,273件 (H25)	3,000人	2,936件	○
	②	交通安全活動への 市民参加年間人数	43,892人 (H20)	45,000人	45,773人 (H25)	46,000人	45,594人	○
	③	消費生活相談処理率	99.5% (H19)	99.0%	99.54% (H24)	100.0%	99.59% (H28)	△
(4) 防災体制の充実	(1)	町による 防災マップ作成率	9.5% (H20)	50.0%	58% (H25)	90.0%	78% (H28)	△
	(2)	公共施設耐震化率	67.8% (H20)	100.0%	96.7% (H24)	—	—	—
	(3)	出火年間件数	198件 (H20)	175件	150件 (H25)	150件	94件 (H28)	◎

【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿

（少子高齢化が進展する中で）
社会の活力や豊かさを持続させるまち

取組みの
方向性

市民一人ひとりが生涯を通じて健康で自立して生活できる社会
を実現させる。

手段

家庭、地域、職場など社会全体で健康づくりを支援する
環境を整備する。

西三河南部医療圏において住民にとって身近で利用しや
すい地域医療体制を再構築する。

多様かつ柔軟な形で社会参加できる環境を整備する

- 子どもを安心して生み育てることができるようにする
- 高齢者や障がい者など誰もが生きがいを持って暮らす
ことができるようにする

市民相互の信頼と支えあいの精神に満ちた地域福祉体制
を確立する。

年金や保険など社会保障制度を適切に運営する。

【今後の方向性】

- 本基本政策は、保健衛生・地域医療・地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉・児童福祉（子育て支援）・社会保障など非常に広範囲を対象としているが、より着実な進捗を図るためこの基本政策の分割を検討する必要がある。
- なお、分割や重点化の検討に当たっては、市民のライフステージごとで必要とされる行政の関わり方をイメージし、目指す姿を構築していく。

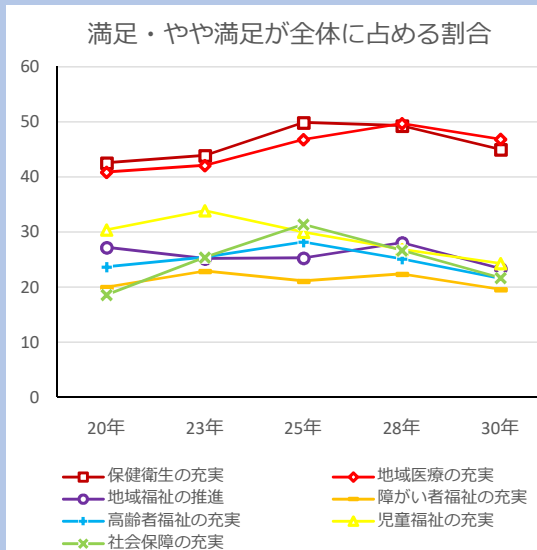
【実施状況】

- 平成29年にスマートウェルネスシティ首長研究会に加盟し、まちづくりの視点を取り入れた健康づくりを推進しており、乙川リバーフロント地区整備をはじめとするまちづくり施策との協働を進めている。その一方で、健康無関心層へのアプローチが課題となっている。
- 県が2次医療圏に設置した「地域医療構想推進委員会」や「西三河南部東医療圏保健医療計画策定委員会」に参加するとともに、藤田保健衛生大学岡崎医療センター誘致により、救急医療体制の不足や、入院患者の市外流出が多いことについての対策へ目途を立てた。その一方で、施設整備や県立愛知病院の移管を進め、岡崎市民病院の機能強化を図っている。
- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園・児童育成センター・こども発達センターなどニーズに合わせた施設の整備・運営や、産前産後ホームヘルプサービスをはじめとする多くのソフト事業を展開してきた。その一方で、女性活躍や働き方改革の推進によりさらなるニーズの多様化が進んでおり、保育士等の各人材確保と合わせて、対策が求められている。
- 老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるが、各民間施設では介護人材の確保に苦心している。また、独居老人の増加に伴い各種見守り事業を展開しており、IoT機器の活用が広がりつつある。
- 障がい福祉計画に基づき、施設の再編整備・民間事業者の確保に取り組んでいるが、民間事業者は人材の確保に苦心している。また、保育、教育、福祉、保健分野の連携体制が重要となっている。
- 地域福祉計画に基づき、学区福祉委員会の活動支援やコミュニティソーシャルワーカーのモデル配置に取り組んだが、コミュニティ活動と同様、担い手の負担軽減が課題となっている。
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適切な運営を行うとともに、生活困窮者支援制度や生活保護制度の運用に取り組んできた。雇用情勢の安定により保護率は低くなっているが、こどもの貧困が社会問題化してきている。

<政策・施策体系>

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 保健衛生の充実 | ① 健康づくり・食育の推進 |
| | ② 公衆衛生の確保 |
| (2) 地域医療の充実 | ① 地域医療体制の充実 |
| | ② 救急医療の充実 |
| | ③ 市民病院の安定運営 |
| (3) 地域福祉の推進 | ① 地域福祉の充実 |
| (4) 障がい者福祉の充実 | ① 福祉サービスの充実 |
| (5) 高齢者福祉の充実 | ① 福祉サービスの充実 |
| | ② 介護サービスの充実 |
| (6) 児童福祉の充実 | ① 子育て・子育て支援 |
| | ② 保育サービスの充実 |
| (7) 社会保障の充実 | ① 社会保障の充実 |

<政策の市民満足度推移>



- 「保健衛生の充実」と「地域医療の充実」は近似した傾向にあり、スマートウェルネスシティの推進や、大学病院誘致、県立愛知病院移管などの取組みにより、当初と比較して高い水準を維持していると考えられる。
- 「地域福祉の推進」と「障がい者福祉の充実」は近似した傾向にあり、地域福祉計画の着実な進捗や、福祉の町の再編などの取組みより、安定的な状況にあると考えられる。
- 「高齢者福祉の充実」では、地域包括ケアシステムの構築に向けて支援センターやネットワークの基盤を整備したが、構築から効果実感までに時間のかかる施策であることなどにより、直近では満足度が若干下降していると考えられる。
- 「児童福祉の充実」では、乳児保育園、児童育成センター（放課後児童クラブ）、こども発達センターなどの設置を進めているが、児童育成センターに待機児童が生じていることなどにより、満足度が下降傾向にあると考えられる。
- 「社会保障の充実」では、リーマンショック以降でセイフティネット制度への市民の関心が薄らいてきていることで、平成25年度以降満足度が低下傾向にあると考えられる。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 保健衛生の充実	①	3大死因の割合 (悪性新生物)	29.8% (H19)	29.0%以下	30.4% (H24)	—	—	—
		3大死因の割合 (心疾患)	14.8% (H19)	15.0%以下	14.5% (H24)	—	—	—
		3大死因の割合 (脳血管疾患)	12.3% (H19)	13.0%以下	10.6% (H24)	—	—	—
		75歳未満のがんの年齢調整死亡率	—	—	—	男87.6%以下 女42.6%以下	男80.8(H27) 女54.5(H27)	△
		脳血管疾患の年齢調整死亡率	—	—	—	男42.1%以下 女26.6%以下	男39.1(H27) 女28.4(H27)	△
		虚血性心疾患の年齢調整死亡率	—	—	—	男20.2%以下 女13.8%以下	男31.0(H27) 女13.9(H27)	◎
	②	人口10万人あたりの食中毒患者数	14.6人 (H20)	10人以下	13.2人 (H25)	10人以下	50.4人 (H28)	△
		3類感染症発生者数	24人 (H20)	30人以下	12人 (H25)	30人以下	8人 (H28)	◎
	③	1日あたり野菜摂取量	230g (H17)	300g	218g (H22)	—	—	—
(2) 地域医療の充実	①	市民病院における受診患者のうち他医療機関等からの紹介割合	67.0% (H19)	67.0% (H19)	72.0% (H24)	70.0%	67.83%	△
	②	照会1回で救急搬送した割合	89.0% (H20)	89.0% (H20)	91.8% (H25)	92.0%	91.8% (H28)	○
	③	医師数	119人 (H20)	119人 (H20)	138人 (H25末)	医師 150人	151人	◎
		病棟看護体制	10:1 (H20)	10:1 (H20)	7:1	看護体制7:1	看護体制7:1	◎
(3) 地域の推進	①	ボランティア登録団体数	99団体 (H20)	100団体	90団体 (H25)	100団体	81団体 (H28)	△
	②	学区福祉委員会の設立数	40委員会 (H21)	44委員会	46委員会 (H25)	—	—	—
(4) 福祉の充実	①	障がい者グループホーム・ケアホームの定員	49人 (H20)	112人	78 (H25)	132人	113人 (H28)	○
	②	障がい者の施設入所者数	238人 (H19)	202人	208人 (H25)	—	—	—
(5) 高齢者福祉の充実	①	サービス利用人数	延4,125人 (H19)	延5,280人	延6,071人 (H24)	延6,361人	延5,795人 (H28)	△
	②	老人福祉センターの利用者数	257,364人 (H19)	344,400人	313,918人 (H24)	—	—	—
	③	在宅介護率	75.3% (H19)	75.0%	74.4% (H25)	75.0%	75.5% (H28)	◎
(6) 児童福祉の充実	①	児童育成センター利用定員数	1,500人 (H20)	1,900人	1,700人 (H25)	2,500人	2,055人 (H28)	△
	②	特別保育実施園数	延45園 (H20)	延68園	延55園 (H25)	延62園	延62園 (H28)	◎
(7) 社会保障の充実	①	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	—	△25% (H27)	4.9% (H24)	25%	△1.6% (H27)	△
	②	相談件数	3,454件 (H20)	3,600件	6,721件 (H25)	—	—	—
	③	生活保護者自立支援達成数	52件 (H20)	416件	210件 (H20-25累計)	—	—	—

【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿

（地球規模で環境問題が深刻化する中で）
都市として持続的に成長する

取組みの
方向性

日常生活、産業活動、都市基盤整備などあらゆる社会経済活動
において、環境への負荷を最小限に抑えた環境と共生した社会
を実現させる

手段

資源循環や省エネルギーを日常生活や産業活動のシステム
として組み込んだ社会システムを構築する

市民、事業者、行政が協働して、ごみの減量化
やリサイクル、新エネルギーの活用、省エネ
ギー化を一層推し進める

多世代にわたり市民が自然の恵みを享受できるように
する。

豊かな水環境とそれを支える森林・緑地の保全
や再生、活用を進める

公害のない健康で安全で安心して暮らすことができる良
好な生活環境を確保する

【今後の方向性】

- ❑ この基本政策分野では、市民意識の啓発をもって環境行動を促すものが主だが、市民全体が実感できるスケールで施策を展開する点に留意していく必要がある。
- ❑ そのためには、森林環境税をはじめとする好機を十分活用しつつ、市民や企業の経済活動に沿って環境行動へ誘導し、持続可能性を高めていく取組みを進めていく必要がある。

【実施状況】

- ❑ 「ごみの減量化やリサイクル」については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、コミュニティ組織（町内会）や事業者の協力を得つつ、中央クリーンセンターのガス化溶融炉整備やリサイクルプラザの運営により、減量・資源化率の向上が図られている。
- ❑ 「新エネルギー活用や省エネルギー化」については、平成30年10月1日に世界首長誓約に登録・参加しつつ、「持続可能なエネルギーアクションプラン」を推進しているが、地理条件や気象条件などにより温室効果ガスの総量削減は困難な状況にある。
- ❑ 「豊かな水環境と森林緑地の保全・再生」については、生物多様性おかげざ戦略、水環境創造プランに基づき、他市に先駆け自然保護活動や環境教育プログラムを実施してきたが、団体や専門家の高齢化や人材不足が懸念されている。
- ❑ 森林環境税の導入が決定され、市民の認知を高める好機であるとともに、税活用の検討をおこなっている。
- ❑ 「公害のない良好な生活環境確保」については、法に基づき環境負荷の大きい事業所への立入検査を実施し、不適切事案があれば改善指導・監視を行い、環境基準（BOD）の目標を達成している。

<政策・施策体系>

(1) 自然環境の保全と活用

① 自然環境の保全と活用

(2) 良好な生活環境の確保

① 健全な水循環の確保

② 生活環境の保全

(3) 地球環境の保全

① 地球温暖化対策

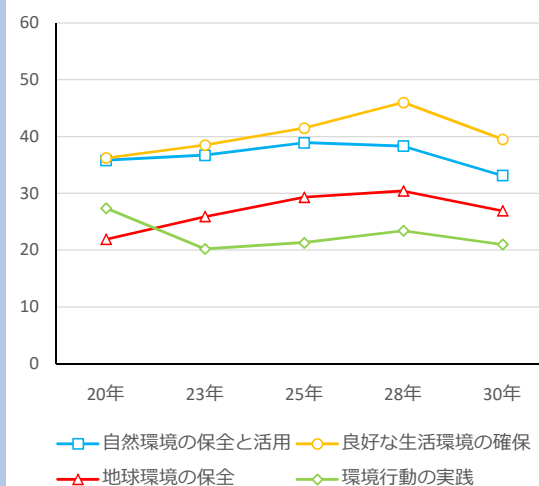
② ごみ減量・リサイクル

(4) 環境行動の実践

① 環境問題への意識啓発

<政策の市民満足度推移>

満足・やや満足が全体に占める割合



➤ 「自然環境の保全と活用」では、水と緑の森の駅の運営やレッドリストの作成・更新などの活動を進め、自然体験プログラム参加者数も増加傾向にあるが、活動団体の高齢化や人材不足に悩まされているとともに、市民全体が実感できるスケールでの事業展開に達しておらず満足度が若干下降傾向にあると考えられる。

➤ 「良好な生活環境の確保」では、環境美化、公害防止、健全な水循環の推進などに取り組んだ結果、水質環境基準（BOD）は達成されているものの、市民に身近なボイ捨てごみは増加傾向にあることなどにより、若干下降傾向にあると考えられる。

➤ 「地球環境の保全」では、太陽光発電設備やエネルギー管理システム導入への補助制度を運用するなどにより、市民の経済活動と連携することで認知度が高まり、満足度は安定的な状況にあると考えられる。

➤ 「環境行動の実践」では、環境学習講座の開催や計画の推進組織によるプロジェクトなどに取り組んでいるが、市民全体が実感できるスケールでの事業展開に達しておらず当初と比較して若干低い水準で推移していると考えられる。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 自然環境の保全と活用	①	自然環境の保全活動参加者数	3,314人 (H19)	3,800人	4,185人 (H25)	—	—	—
	②	自然体験プログラム参加者数	4,870人 (H19)	6,300人	4,960人 (H25)	6,500人	51953人 (H28)	◎
(2) 良好な生活環境の確保	①	水循環再生指標 * 5点満点	3.1 (H20)	4	3.3 (H25)	4	3.3 (H28)	△
	②	環境基準（BOD）の達成率	87.0% (H19)	100.00%	100% (H25)	100.00%	100% (H27)	◎
(3) 地球環境の保全	①	家庭からのCO ₂ 排出量	414千t-CO ₂ (H10)	326千t-CO ₂ (H22)	474千t-CO ₂ (H22)	363千t-CO ₂	600千t-CO ₂ (H25)	△
	②	資源化量	29,630t (H19)	48,131t	34,547t (H24)	—	—	—
		処理しなければならない一人一日当たりのごみ量	—	—	—	850g	864g (H27)	○
(4) 環境行動の実践	①	環境学習、話しあう会、講演会などへの参加者数	5,437人 (H19)	6,000人	5173人 (H24)	—	—	—
	②	環境基本計画推進組織によるプロジェクト始動数	—	10件	11件 (H24)	8件	15件 (H28)	◎

【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿 経済社会の活力や豊かさを持続させる

取組みの方向性 歴史・文化資源などの地域資源を活かした賑わいや地域活力の創出につなげる

- ・歴史・文化資源の保存・再生や活用を通じた国内外からの交流人口の誘発
- ・世界的なモノづくり拠点としての優位性を活かした次世代産業の育成・集積
- ・地域の人・つながりを活かしたコミュニティビジネスの創出・振興

手段

- 文化の中心・創造空間として中心市街地の賑わいを創出する。
- 学術、スポーツなどのコンベンションを通じた地域経済の活性化を図る
- 地域のリーディング産業である自動車産業のほか、航空機、医薬品、医療機器、ロボット産業などの次世代産業を育成・誘致する。
- 生活関連産業としてコミュニティビジネスの振興を図る。
- 食料の供給、環境・国土保全など多面的機能を担いながら市民生活を支えている農林漁業の持続的な振興を図る

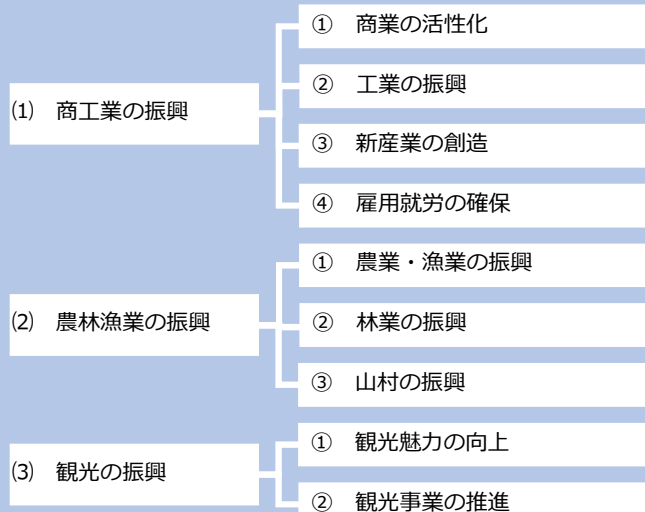
【今後の方向性】

- 目指す姿や取組の方向性は今後も継続的に掲げつつ、歴史的風致維持向上計画やQRUWA戦略に基づく各事業の進捗を起爆剤として、公民連携手法を最大限活用し観光産業都市の実現に向けた取り組みを加速させる必要がある。
- 今後予想される大きな技術革新への対応力を高め、これまで日本をリードしてきたものづくり産業の継続的な成長と、観光産業都市の実現を合わせて、仕事にひきつけられ岡崎市に人が集まる方向性を明確にしていく必要がある。

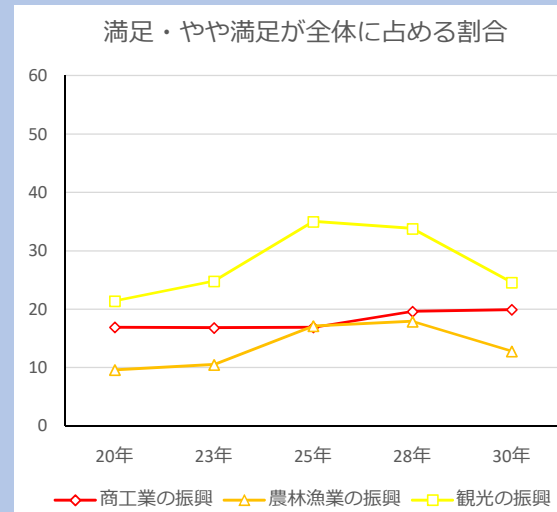
【実施状況】

- 「中心市街地の賑わい創出」については、商工振興計画やQRUWA（くるわ）戦略に基づき、リノベーション街づくりや商店街リーダー育成などに取り組むことで、新たな出店、個店連携（まちゼミ）といった成果が現れ始めている。
- 「コンベンションを通じた地域経済の活性化」について、学術分野では平成28年に自然科学研究機構と包括連携協定を締結した。スポーツ分野では、甲子園県予選決勝戦の誘致やアーチェリー全国大会、東京オリンピックキャンプ地としての誘致活動などを行っている。また、JR岡崎駅東口では市有地を活用した民間資本によるコンベンション施設が設置された。太陽の城跡地についても、コンベンション施設の設置を検討している。
- 「地域のリーディング産業育成・誘致」については、総合特区制度を活用や自動走行の実証実験支援などを行うとともに、内陸型工業団地の開発に取り組んでいる。
- 「コミュニティビジネスの振興」については、額田地域で木の駅プロジェクトを立ち上げ、放置状態にある木材の搬出→対価として地域通貨発行→地域商店等での地域通貨流通により地域内経済の循環を図るなどの取組みを進めてきた。
- 「農林漁業の持続的な振興」については、農業者等が、加工・製造等、流通・販売等まで一体的に手掛ける6次産業化・ブランド化の支援に取り組んでいる。

<政策・施策体系>



<政策の市民満足度推移>



➢ 「商工業の振興」では、景気変動の影響を大きく受ける分野であるものの、商業では岡崎ビジネスサポートセンターの運営やリノベーション街づくり、工業では新たな工業適地の創出やものづくり支援などに取り組み、一部でその効果が実感され始めたことで、満足度が若干上昇傾向にあると考えられる。

➢ 「農林漁業の振興」では、農林産物のブランド化・6次産業化への支援をはじめ、地元農産物のPRや市民農園開設、地元産木材の利用促進などの取組みを進めてきたが、従事者にとっては人材不足や高齢化が深刻となっていること、市民全体にとっては事業展開が実感できるスケールに達していないことなどにより、満足度が若干下降傾向にあると考えられる。

➢ 「観光の振興」では、H27に家康公顕彰400年記念事業、H28に市政100周年記念事業を行い、観光産業都市の実現に向けて弾みをつけたが、現在は乙川リバーフロント地区で人道橋をはじめとする各施設整備が進行中であるため、これによりまちに賑わいが生まれ、民間産業の立地が進むまでは取組効果が実感しにくいことにより、満足度が若干下降傾向にあると考えられる。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 商工業の振興	①	小売業年間商品 販売額	404,992 百万円 (H19)	409,000 百万円	同左 (H19)	409,000 百万円	367,828 百万円 (H26)	△
	②	工業製品等出荷額	1,818,507 百万円 (H19)	1,873,000 百万円	1,627,328 百万円 (H24)	1,970,609 百万円	1,755,807 百万円	○
	③	年間新規創業者数	23件 (H19)	33件	30件 (H24)	130件	197件	◎
	④	月間有効求人数	110,049人 (H19)	122,000人	83,287人 (H25.4～ H26.1)	134,200人	－	△
(2) 農林漁業の振興	①	農業産出額	8,350百万円 (H19)	8,500百万円	－	－	－	－
		認定農業者数	－	－	－	150経営体	133経営体 (H28)	△
	②	林道総延長	173,473m (H20)	192,000m	175,567m (H25)			－
	③	林内路網密度				25.4m/ha	23.8m/ha	△
	③	山村振興地域人口	9,116人 (H21)	9,116人	8561 (3/1)	8,561人	8,210人 (H28)	△
(3) 観光の振興	①	観光協会HP アクセス件数	138,556件 (H19)	165,000件	248,850 (H25.3～ H26.2)	600,000件	539,453件 (H28)	△
	②	岡崎城・三河武士の やかた家康館 入館者数	168,692人 (H19)	277,000人	248,850 (H25.3～ H26.2)	313,000人	322,193人 (H28)	◎

【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿と取組みの方向性

（人口減少社会の到来、環境制約や財政制約が強まる中で）市街地が外延化し過度な自動車依存を前提としたこれまでの都市構造を、市民誰もが暮らしやすく、都市としての持続的な成長が可能な都市構造へと転換する。

名古屋大都市圏又は西三河地域における拠点都市としての位置付けや役割を踏まえ、機能集約した利便性の高い魅力ある都市空間を形成する

- ・高次な商業・業務機能や文化・交流機能と居住機能が調和した魅力ある都心空間の創出
- ・主要な鉄道駅やバスターミナルの周辺地区に生活機能を集約した生活拠点の整備

手段

自動車を含めた多様な質の高い交通手段が連携した交通体系を構築する。

- ・鉄道とバスが連携した公共交通網の整備
- ・交通円滑化に向けた幹線道路の重点整備 など

- ・公園、上下水道、住宅など、快適な暮らしを支える生活基盤の整備を進める
- ・市民の理解と協力のもと、自然景観や歴史的景観などを活かした美しい都市景観を形成する

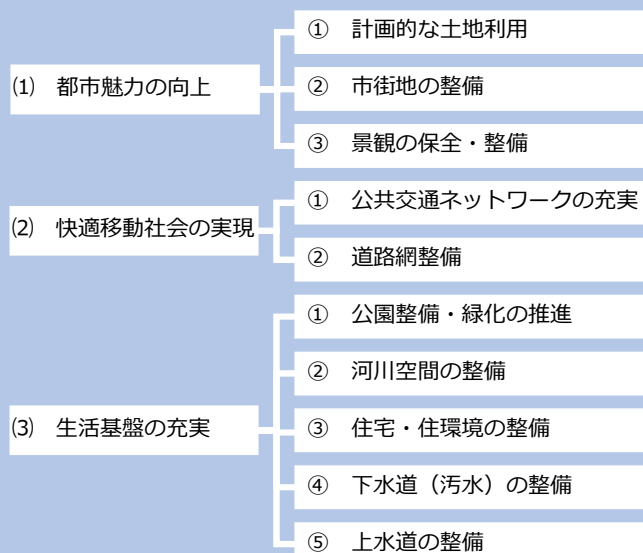
【今後の方向性】

- 立地適正化計画を踏まえ、コンパクト+ネットワークを明示していく必要がある。
- 観光産業都市の形成に向けた取り組みである前提を念頭に、他基本政策分野と連携し、QURUWA戦略の起爆剤としてハード整備の進捗を図っていく必要がある。
- 快適移動社会の実現に向けては、人口増加傾向を踏まえ、従来の道路整備や公共交通による対策に加え、今後普及が見込まれるモビリティの新技术による対策を合わせて検討することで、取組みの方向性を再構築する必要がある。

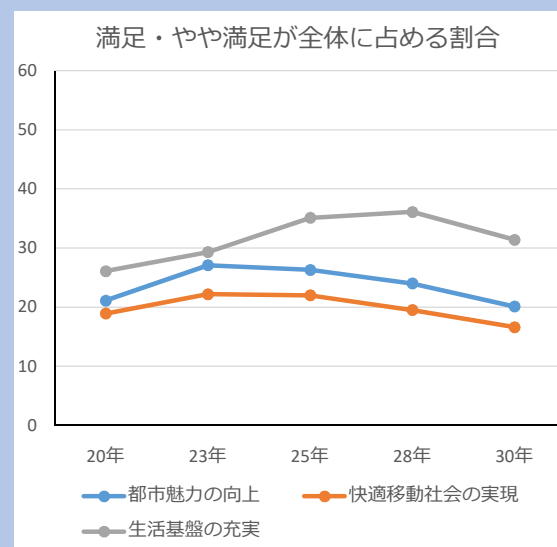
【実施状況】

- 「魅力ある都心空間の創出」については、岡崎駅や東岡崎駅の賑わい創出を行っており、これと並行して「主要鉄道駅の生活拠点整備」については、本宿駅周辺における東部のまちづくりに取り組んでいる。これらの事業は、都市計画マスタープランや立地適正化計画などに沿って進行している。
- 「鉄道とバスが連携した公共交通網の整備」については、公共交通の利用者人数は増加傾向にあり、一定の効果が得られている。その一方で、渋滞対策を主眼とする「交通円滑化に向けた幹線道路の重点整備」では、交通量の増加・集中により対策の効果が十分実感できる水準にない。また、近年モビリティに関しては著しい技術革新の波が押し寄せている。
- 「生活基盤の整備」については、面積や普及率において高い水準を維持しており、合わせて公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化対策に取り組んでいる。また、歴史的風致維持向上計画の推進や、地方創生モデル都市としてハード整備を進めている。

<政策・施策体系>



<政策の市民満足度推移>



- 「交通の便が悪い」と「まちに魅力や活気がない」が、岡崎市に「住みにくい」理由の上位となっている。
- 「都市魅力の向上」では、民間資本による公有地活用事業などにより岡崎駅東口・東岡崎駅北口の賑わい創出に取り組んできたが、現在のところQURUWA（くるわ）戦略に伴う東岡崎北東街区・人道橋・セントラルアベニューが施工中であること、歴史的風致維持向上計画の各事業が途上であることにより、その効果を実感する段階に到達していないため、満足度は当初と同程度になっていると推測される。
- 「快適移動社会の実現」では、赤字バス路線への補助、コミュニティバスの運行、スマートICの検討、道路・橋梁の整備などをおこなってきたが、本市道路網における南北軸の弱さや、幹線道路への交通集中などに起因する渋滞が各所で発生していることなどにより、満足度は当初を下回る水準にあるものと推測される。
- 「生活基盤の充実」では、市民一人当たりの公園面積、下水道普及率、水道普及率において、いずれも県内平均を上回る水準となっていること、地方創生モデル都市として乙川の河川空間等の整備が進捗したことなどにより、満足度は当初より高い水準で推移しているものと推測される。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 都市魅力の向上	①	未利用地面積	418.5ha (H20)	178.5ha	329.9ha (H25)	—	—	—
		市街化区域内未利用 地面積	—	—	—	260ha	282.0 (H27)	—
	②	市街化区域内人口	319,435人 (H20)	333,164人	322,165人 (H25)	338,000人	331,054人 (H28)	○
	③	違法屋外広告物の 件数	991件 (H19)	473件	639件 (H25)	—	—	—
		景観重要建造物等の 指定	—	—	—	18件	8件	△
(2) 快適移動社会の実現	①	公共交通の利用者の 人数	96,034人/日 (H19)	111,380人/日	102,214人/ 日 (H24)	114,443人/日	104,902人/日 (H27)	△
	②	都市計画道路・幹線 道路建設延長	66,240m (H20)	69,470m	67,950m (H25)	70,511m	68,630m (H28)	△
	③	道路維持・補修延長	39,852m/年 (H19)	41,930m/年	19,333m/年 (H25)	—	—	—
(3) 生活基盤の充実	①	公園緑地の整備面積	370.9 ha (H20)	377.0 ha	405.36 (H25)	410 ha	410.04ha (H28)	◎
	②	河川の整備率	38.5% (H20)	45.4%	48.8% (H25)	—	—	—
		乙川リバーフロント 地区の整備率	—	—	—	100.0%	55.8% (H28)	○
	③	耐震改修件数	291件 (H21)	3,156件	923件 (H25)	—	—	—
		市営住宅必要戸数	—	—	—	2,341戸	2,851戸 (H28)	◎
	④	普及率	76.2% (H20)	93.0%	—	89.2%	88.2% (H28)	○
	⑤	水道管の耐震化率	47.0% (H20)	54.0%	55.6% (H24)	64.2%	36.2% (H27)	△

【第6次総合計画 記載内容】

目指す姿

（少子高齢化の進展に伴う本格的な人口減少社会の到来が見込まれる中で）
社会の活力や豊かさを持続していく

取組みの
方向性

一人ひとりが能力と個性を伸ばして、未来を拓く心豊かで力強く
生き抜ける人を育てていく

手段

家庭、地域、学校が一体となった子どもの育成を図る

- 多様な個性と「生きる力」（確かな学力・やさしい心・健やかな体）を育む教育の実践
- 技術革新やグローバル化といった社会経済環境の変化に対応できる創造性や国際性を備えた子どもの育成

- 子どもや若者に限らず誰もが生涯にわたって文化やスポーツに親しめる機会の提供
- 一人ひとりの能力と個性を育てる生涯学習を推進する

【今後の方向性】

- ❑ 今後予想される大きな技術革新に伴い、社会的な価値観が大きく変わっていく時代を迎えつつあるため、これに対応する学校教育、家庭教育、社会教育のあり方を見直していく必要がある。
- ❑ 文化財活用の目的や課題設定については、歴史的風致維持向上計画と整合を図り、観光産業都市実現のための効果を主眼に置く方向性を明確にする必要がある。

【実施状況】

- ❑ これまでは、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進として「環境教育」「英語教育」「岡崎の心の醸成」に取り組み、「批判的に考える力」「未来像を予測して計画を立てる力」「多面的、総合的に考える力」「コミュニケーション能力」「他者と協調する態度」「つながりを尊重する態度」「進んで参加する態度」を育てることができた。現在は、新学習指導要領に基づき、道徳教育の充実、ICTを活用した授業の実践、特色ある教育を推進している。大きく変化する社会と向き合い、子ども達の成長を促していくための教師力強化、スーパーサイエンススクール推進事業の展開、タブレット端末の配備・活用、教育支援や不登校の相談機関運営などにおいて、特徴的な取り組みを進めている。
- ❑ 生涯学習についてはライフスタイル多様化により生涯学習ニーズの高まりが見られるものの自主講座参加者の高齢化・固定化が生じている。スポーツについては従来の市民参加型イベントには多くの参加が得られているものの国際大会等に対応する体制が十分でない。
- ❑ 「文化の振興」では、各種展覧会、ホール事業、岡崎城址の価値再構築、歴史的風致維持向上計画策定などに取り組んできたが、文化財活用の目的や課題設定が明確となっていない。

<政策・施策体系>

(1) 学校教育の充実

① 教育の質の向上

② 教育環境の整備

(2) 生涯学習・スポーツの推進

① 生涯学習の推進

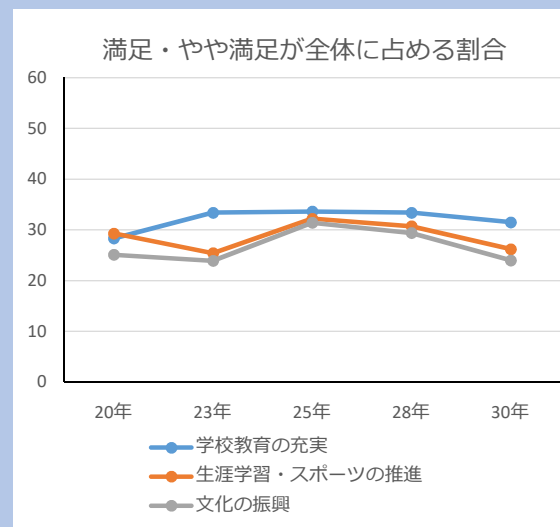
② 生涯スポーツの推進

(3) 文化の振興

① 文化財の保存活用

② 芸術文化の振興

<政策の市民満足度推移>



➢ 「学校教育の充実」では、道徳教育の充実、ICTを活用した授業の実践、新学習指導要領に基づいた教育課程・授業研究の推進などにより、特色ある教育を推進したことで、満足度は安定的な状況にあると考えられる。

➢ 「生涯学習・スポーツの推進」では、りぶらや市民センターを中心に講座等を運営するとともに、同規模他市ではあまり行われていない市民体育祭の開催などに取り組んできたが、生涯学習についてはライフスタイル多様化により生涯学習ニーズの高まりが見られるものの自主講座参加者の高齢化・固定化が生じていること、スポーツについては従来の市民参加型イベントには多くの参加が得られているものの国際大会等に対応する体制が十分でないことなどにより、満足度は若干下降傾向にあると推測される。

➢ 「文化の振興」では、各種展覧会、ホール事業、岡崎城址の価値再構築、歴史的風致維持向上計画策定などに取り組んできたが、文化財活用の目的や課題設定が明確となっていないことなどにより、満足度は若干下降傾向にあると推測される。

指標名			前期策定時	H26目標値	中間時	H32目標値	現状値	H32見込
(1) 学校教育の充実	①	学校を楽しんでいる児童生徒の割合	78.3% (H20)	85.0%	89% (H24)	90.0%	90.2 (H28)	◎
	②	校舎の耐震化率	50.7% (H20)	100.0%	100.0% (H25)	—	—	—
		老朽化した学校給食センターの更新	—	—	—	3施設	2施設	△
(2) 生涯学習・スポーツの推進	①	定期講座・自主講座受講者数	8,260人 (H19)	8,500人	7,998人 (H24)	8,500人	7,573人 (H27)	△
	②	各種スポーツ大会参加者数	31,683人 (H19)	33,300人	34,160人 (H25)	35,800人	24,464人	△
(3) 文化の振興	①	文化財教室への参加数	218人 (H20)	320人	174人 (H25)	260人	289人 (H28)	◎
	②	美術3館の企画展鑑賞者数	190,008人 (H19)	209,700人	176,481人 (H25)	—	—	—
		芸術文化事業の参加者数	—	—	—	55,000人	34,794人 (H28)	△

【現計画基本構想 今後の方向性】

地域で支えあい安全に暮らせるまちづくり（市民生活・社会生活の実現）

- 多様な主体の協働を図っていく方向性は継続しつつ、コミュニティごとに異なる課題について、オンデマンドで対応していく必要がある。
- コミュニティ組織の課題解決にあたっては、先進技術を積極的に活用し、人口構成の変化による担い手不足に負けない組織として生まれ変わる必要がある。

健やかに安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉の充実）

- 本基本政策は、保健衛生・地域医療・福祉（障がい者・高齢者・児童（子育て支援）・社会保障）など広範囲を対象としているが、より着実な進捗を図るため基本政策の分割を検討
- 分割や重点化の検討に当たっては、市民のライフステージごとで必要とされる行政の関わり方をイメージし、目指す姿を構築していく。

自然と調和した環境にやさしいまちづくり(環境共生都市の実現)

- この基本政策分野では、市民意識の啓発をもって環境行動を促すものが主だが、市民全体が実感できるスケールで施策を展開する点に留意していく必要がある。
- そのためには、森林環境税をはじめとする好機を十分活用しつつ、市民や企業の経済活動に沿って環境行動へ誘導し、持続可能性を高めていく取組みを進めていく必要がある。

賑わいと活力あるまちづくり（経済の振興）

- 目指す姿や取組の方向性は継続的に掲げつつ、QURUWA戦略等による各事業の進捗を起爆剤とし、公民連携手法を最大限活用し観光産業都市の実現に向けた取り組みを加速させる必要がある。
- 今後予想される大きな技術革新への対応力を高め、これまで日本をリードしてきたものづくり産業の継続的な成長と、観光産業都市の実現を合わせ、仕事にひきつけられ岡崎市に人が集まる方向性を明確にしていく必要がある。

快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の整備）

- 立地適正化計画を踏まえ、コンパクト+ネットワークを明示していく必要がある。
- 観光産業都市形成を念頭に、他分野と連携し起爆剤としてハード整備の進捗を図る必要がある。
- 人口増加傾向を踏まえ、従来の道路整備や公共交通による対策に加え、今後普及が見込まれるモビリティの新技术による対策を合わせて検討することで、方向性を再構築する必要がある。

未来を拓く人を育む街づくり（教育・文化の振興）

- 今後予想される大きな技術革新に伴い、社会的な価値観が大きく変わっていく時代を迎えつつあるため、これに対応する学校教育、家庭教育、社会教育のあり方を見直していく必要がある。
- 文化財活用の目的や課題設定については、歴史的風致維持向上計画と整合を図り、観光産業都市実現のための効果を主眼に置く方向性を明確にする必要がある。

30年後の目指す姿を想起するキーワード

少子高齢・人口減少社会

東京一極集中の是正

スーパーメガリージョン

中枢中核都市

連携中枢都市圏の形成

行政機関の集積
(西三河のワシントン)

国内製造業の拠点

歴史観光まちづくり

地域の多様性再構築

公民連携

女性・高齢者の活躍

コンパクト+ネットワーク

強くしなやかなまちづくり

産業レジリエンス

【次期計画 分類候補】

自治支援

防災・強靱化

保健医療福祉

子育て支援

環境の持続可能性

商業・観光産業支援

ものづくり支援

住環境・交通・都市基盤

生涯を通じた教育
(家庭・学校・社会)

自律的都市経営

総合計画等検討特別委員会調査報告書

【調査概要】

昭和44年、地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定され、基本構想の策定が義務づけられた。

その後、全国の市町村は、自治省からの通達等に基づき、市町村の将来の目標及び目標達成のための基本政策を明らかにした「基本構想」と、基本構想に示された基本政策を実現するために実施する施策を明らかにした「基本計画」及び基本計画で定めた施策を具体化し、詳細事項について補足した「実施計画」を体系的にまとめた「総合計画」を策定した。

本市においては、昭和44年12月に基本構想を議決し、将来都市像を「明るく・住みよい・豊かな町」と定め、昭和45年度から昭和54年度までの10年間を計画期間とする岡崎市総合計画を昭和45年4月に策定した。その後、昭和59年、平成11年、平成20年に基本構想の変更を議決し、現在、将来都市像を「人・水・緑が輝く 活気に満ちた美しい都市 岡崎」と定め、平成21年度から平成32年度までの12年間を計画期間とする第6次岡崎市総合計画を推進している。

このような状況において、平成23年5月、地方自治法の改正により、前述の基本構想の策定義務の規定が削除され、基本構想を頂点とする総合計画を、義務として「つくらなければならないもの」とするのではなく、みずから責任をもって行政経営や地域経営を行う基礎自治体として、次期総合計画について策定の必要性和策定根拠、計画の構成と期間、議会の議決の必要性など議会とのかかわり方も含めて総合計画のあり方を検討することが求められることとなった。

これらを踏まえ、本委員会は平成29年11月に次期総合計画等の策定を付議事件として設置されて以来、次のとおり調査・研究を重ねてきた。

- ・平成30年1月 総合計画について説明を受け、質疑応答を行った。
委員会の今後の取り組みについて協議した。
- ・平成30年2月 委員会の今後の取り組みについて協議した。
- ・平成30年4月 第6次稲沢市総合計画について、稲沢市を調査した。
第8次安城市総合計画について、安城市を調査した。
- ・平成30年5月 第5次長野市総合計画について、長野県長野市を調査した。
第7次前橋市総合計画について、群馬県前橋市を調査した。

【まとめ】

- 1 これらの調査・研究を踏まえ、各委員から出された意見は次のとおりである。

(1) 総合計画の必要性及び策定根拠について

- ・地方自治法の改正により、基本構想の策定義務はなくなったが、人口減少、少子高齢化等の課題に対応するためにも、総合計画の役割はこれまで以上に重要である。
- ・総合計画は、本市の長期的な将来を展望して、基本理念やまちの理想像を描くものであり、今後も持ち続ける必要がある。
- ・総合計画を策定することで、基本理念や将来都市像を市民と行政が共有することができる。
- ・総合計画の策定については、条例で策定根拠を明確にすべきである。

(2) 総合計画に関する議会の議決について

ア 議決の必要性

- ・市民の意見を集約するためにも、市民の代表である議員で構成される議会の議決は必要と考える。
- ・行政における最上位の長期的な計画であるため、議会の議決は必要と考える。

イ 議決の根拠

- ・理事者、議会、市民が共通認識のもとで策定されたものに対して議決をする根拠が必要であるため、総合計画策定条例を根拠とすべきである。

ウ 議決の対象

- ・計画見直しの柔軟性も考慮し、長期ビジョンである基本構想を議決対象とすべきである。

(3) 総合計画の構成について

- ・将来都市像並びにそれを実現するための方向性を定めた基本政策と実施計画の二層構造が適当である。
- ・三層構造では、実施計画と各課が策定する個別計画の内容に重複が見受けられたため、それを解消した市民にとってわかりやすい構成とすべきである。

(4) 総合計画の計画期間について

- ・政策実現のための課題、緊急性、重要性も加味し、10年間が妥当と考える。
- ・人口減少を迎える中で、例えば近隣市との合併や、リニア中央新幹線の停車駅が本市に建設されるなど、大きなプロジェクトがあれば将来都市像として30年先までを考えるべきだが、現実的には10年や12年の計画を策定して着実に進めるのが妥当と考える。
- ・本市においても、今まで経験したことがない人口減少を迎えるため、30年の大きなビジョンの中で物事を考えていく必要がある。
- ・本市単独で、30年の構想を策定することができるのか疑問である。

(5) 市民の意見について

- ・限られた人の限られた意見の聴取とならないためにも、市民にアンケートをお

願うときは、個人単位ではなく、世帯単位で行う方法も有効と考える。

- ・アンケートを個人単位から世帯単位にすることで、意見に偏りが出てしまい、無作為抽出の強みが弱まることが心配されるため、その点には注意が必要と考える。
- ・自分たちの目指すところを自分たちの世代で責任をとるためにも、計画策定時と終了時に同じ人が携わることで、それまでの成果を感じて、次の世代に伝えていく必要がある。また、未成年者については、自立していく年齢になった時に、自分たちの言葉が反映される仕組みが必要である。
- ・他市の事例として、小学生から将来住みたいまちについて意見聴取を行い、その意見をもとに総合計画を策定した例がある。本市においても30年後に中心となる小学生の意見も大切にされたい。
- ・若い世代からの意見聴取については、中学校や高校などへ出向き、直接意見を聞く機会を持つ必要がある。
- ・市民の意見を幅広く聴取することは難しく、特定の意見に偏りがちであるため、市民の代表として選出された議員の意見を聴取することが大切である。
- ・若い世代から意見聴取をするためには、SNSを活用したアンケートも必要である。
- ・若い世代に人気のあるユーチューバーの協力を得て意見聴取をするのも有効と考える。
- ・市民の意見を聴取することは大切であり、その方法は複数ある。理事者側でよりよい方法を検討されたい。

(6) 総合計画の目標設定及び進捗管理について

- ・第三者である外部評価者が実施すべきである。

2 上記1の各委員から出された意見を踏まえ、委員共通の意見を本委員会の提言として次のとおり取りまとめた。

(1) 総合計画の必要性及び策定根拠について

- ・長期的な将来を展望した上で、将来のまちのあるべき姿を描き、持続的な行政経営を進めるために総合計画を策定されたい。
- ・総合計画の策定根拠については、定義、手続、公表など総合計画の策定に関することを定めた総合計画条例を策定されたい。

(2) 総合計画に関する議会の議決について

ア 議決の必要性

- ・行政と議会で将来のまちのあるべき姿について共有し、その目標に向けて、お互いに当事者意識を持って責任を持つためにも議会の議決を要することとする。

イ 議決の根拠

- ・総合計画条例に、議会の議決を必要とする規定を盛り込まれたい。

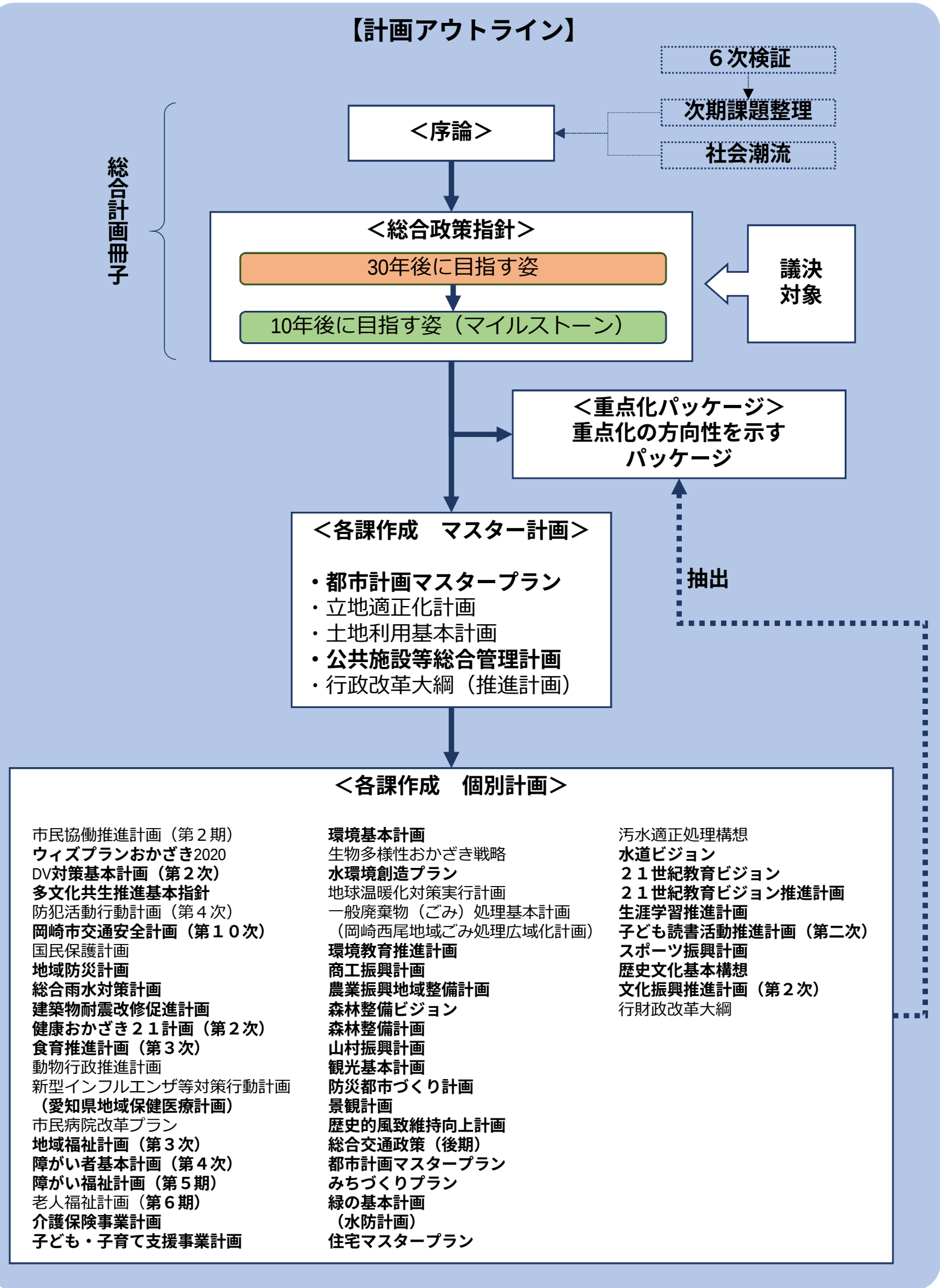
ウ 議決の対象

- ・将来都市像とそれを実現するための長期的な政策や方向性を示した基本政策（第6次総合計画でいうところの基本構想）を策定、変更するときは議決対象とされたい。

(3) 総合計画の構成について

- ・市民にとってわかりやすい構成となるよう、将来都市像並びにそれを実現するための長期的な政策や方向性を定めた基本政策と、基本政策実現のための具体的な事業を定めた実施計画の二層構造とされたい。

以上をもって、本委員会の1年間の調査報告とする。なお、市においては、上記2で取りまとめた委員会の提言について、積極的に取り組まれることを強く要望する。



総合計画等検討特別委員会の調査報告書に基づき、計画策定根拠として、平成31年3月議会に条例議案を提出する予定。

【岡崎市総合計画条例 概略】

（趣旨）

第1条 本市は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画を策定するものとし、この場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来のまちの姿を明らかにし、それを実現するために市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針で行政運営の基本方針として市長が定めるものをいう。

(2) 総合政策指針 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な指針をいう。

（審議会の設置等）

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市における行政の総合的計画に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

3 審議会は、20人以内の委員で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市の教育委員会の委員

(2) 市の農業委員会の委員

(3) 学識経験を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、非常勤とする。

8 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

9 会長は、会務を総理する。

10 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

11 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

12 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

13 この条例に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

（議会の議決）

第4条 市長は、総合政策指針を策定し、又は変更しようとするときは、前条の諮問に対する答申を受けた後に、議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更した場合は、これを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この条例は、平成 年 月 日から施行する。